

毎日新聞社『毎日新聞』東京縮刷版一九五〇年
読売新聞社『読売新聞』東京縮刷版一九四五年

竹中治堅 (たけなか・はるかた)

1971 (昭和46) 年東京都生まれ。93年東京大学法学部卒業、同年大蔵省入省。98年スタンフォード大学政治学部博士課程修了。Ph.D. (政治学)。99年より政策研究大学院大学助教授。2003年9月から04年8月までスタンフォード大学客員研究員。10年4月より政策研究大学院大学教授。専攻：比較政治、日本政治。

著書に『戦前日本における民主化の挫折——民主化途上体制の崩壊』(木鐸社、2002年)、『首相支配——日本政治の変貌』(中央公論新社、2006年) など。

参議院とは何か 1947~2010

〈中公叢書〉

著者 竹中治堅

2010年5月25日 初版発行 2010年12月10日 3版発行

発行者 浅海保

発行所 中央公論新社

〒104-8320 東京都中央区京橋2-8-7

電話 03-3563-1431 (販売)

03-3563-3664 (編集)

URL <http://www.chuko.co.jp/>

印刷・製本 共同印刷

©2010 Harukata TAKENAKA

Published by CHUOKORON-SHINSHA, INC.

Printed in Japan ISBN978-4-12-004126-6 C1031

定価はカバーに表示しております。

落丁本・乱丁本はお手数ですが小社販売部宛にお送り下さい。
送料小社負担にてお取り替えいたします。

連立内閣と参議院

自民・社民・さきがけ連立内閣は一九九八年六月に解消された。その直後の七月の参議院議員選挙で自民党は大敗する。このため、参議院議員選挙後に首相に就任した小渕恵三は「ねじれ」国会の状態で法案審議に臨まなくてはならなくなった。小渕は選挙直後に召集された第一四三回国会で重要法案を成立させるのに苦しむ。特に金融再生関連法案の審議過程では参議院で法案を成立させるために、衆議院で民主党を中心とする野党案をほぼ「丸のみ」することを余儀なくされた。また、会期末の十月には額賀福志郎防衛庁長官に対する問責決議案が可決されてしまう。額賀は約一ヶ月後に辞任し、問責決議案可決による閣僚辞任という前例を残すことになった。

このため、国会終了後、小渕は内閣の基盤を安定させるために参議院において過半数を確保することを目指す。小渕はまず、自由党に働きかけ一九九九年一月に自民・自由連立内閣を発足させる。その後、十月に公明党を連立内閣に加えることに成功する。こうして、小渕は参議院において過半数を確保することができた。

この連立内閣は自民・公明・保守連立、自民・公明・保守新連立と姿を変えた上、二〇〇三年十一月に自民・公明連立となる。自民・公明連立は二〇〇九年九月まで続く。こうして、この間二〇〇七年九月までに首相を務めた森喜朗、小泉純一郎、安倍晋三は参議院でも過半数の与党勢力を確保することができた。

参議院自民党の権限

しかし、一九九〇年代後半から首相にとって参議院で法案を安定的に成立させる上で新たな問題が生じる。すなわち、参議院自民党が次第に影響力を回復し、参議院自民党から安定的に法案に対する支持を確保することが課題となったのである。

参議院自民党が影響力を回復した背景には一九九四年に実現した政治改革があった。政治改革により衆議院に小選挙区・比例代表並立制が導入される一方、政治資金に対する規制が強化された。この結果、自民党内における首相の指導力は高まり、それに反比例する形で派閥の力は弱まった。しかし、派閥が弱体化したことにより、それまでのように派閥を通じ、自民党の参議院議員から支持を確保していくことが難しくなった。逆に、自民党の参議院議員が独自の行動を取る余地が増え参議院自民党としての結束を強めていくことになった。

こうした状況の下、小渕恵三首相の頃から首相と参議院自民党の関係は岸首相や佐藤首相の時代と似たものになっていく。首相は村上正邦や青木幹雄という実力者に参議院自民党をまとめてもらい、法案への支持を確保していく。その際の交換材料は参議院自民党から入閣する候補者の推薦権などの人事権であった。

首相として大きな権力を振るった小泉純一郎も参議院自民党、特にその実力者であった青木幹雄の意向には配慮しながら政権を運営したのであった。こうして参議院自民党は法案の内容に対しても影響力を次第に拡大させていく。ただ、それでも、第一六二回国会における郵政民営化関連法案の審議過程では参議院自民党の一部が反対することを防ぐことができなかった。こうして、

二〇〇五年八月に郵政民営化関連法案は参議院で否決されてしまふ。これに対し小泉は衆議院を解散して対抗する。九月に行われた総選挙では自民党は大勝し、郵政民営化は国民から支持を受けたことになる。小泉は選挙後に召集された第一六三回国会に郵政民営化関連法案を再度提出し、問題なく成立させることができた。

民主党の躍進

その後、自民・公明両党は二〇〇七年七月の参議院選挙で敗北し、過半数を割る。一方、この選挙で民主党は六〇議席を獲得、非改選議席を合わせると一〇九議席を確保し、参議院における第一党に躍進する。

首相だった安倍晋三は参議院選挙後の九月に退陣し、後継の首相には福田康夫が就任する。福田は、就任早々に与野党が逆転する参議院における法案審議に臨まなくてはならなかった。事態を打開しようと福田は就任直後の十一月に民主党との間で大連立内閣を樹立することを試みた。しかし、この試みは失敗に終わる。

この時期自民・公明両党は衆議院再可決に必要な三二〇議席を上回る議席を確保していた。しかし、いわゆる六〇日ルールなどのため再可決は容易なことではなかった。このため、福田や福田退陣後、首相に就任した麻生太郎は重要法案を成立させるのに苦勞することになった。例えば、福田は二〇〇八年三月末までに税制改正関連法案や地方税法改正法案を成立させることができなかった。このため、揮発油税などの暫定税率がいったん失効してしまふ。また、麻生は定額給付

金を盛り込んだ二〇〇八年度第二次補正予算案を一月に成立させたものの給付金支給に必要な関連法案を三月まで成立させることができなかった。

その後、二〇〇九年八月三十日に総選挙が行なわれ、民主党が三〇八議席を獲得し、大勝する。しかし、民主党が参議院で過半数議席を獲得していないために、鳩山は社民党と国民新党との間で連立内閣を発足させたのである。

参議院における法案審議過程——少数与党の場合

以上のことを踏まえて参議院の役割についてあらためて考えてみたい。

まず、戦後日本政治の流れを俯瞰するとき、参議院そのものにおける法案審議過程がしばしば内閣の政策に大きな影響を及ぼしてきたことがわかる。特に、参議院で与党が過半数議席を確保していない場合には、参議院の審議過程が内閣の政策に及ぼす影響力は決定的なものともなった。

注目すべきは一九四七年五月に参議院が創設されてから一九五六年十二月に自民党が参議院で過半数議席を確保するまでの期間である。この期間に参議院は内閣の重要法案を修正したり、成立を拒んだりする。例えば、一九四七年八月に参議院は片山内閣が提出した労働省設置法案を修正する。この結果、労働省の内部部局の設置は法律によらなくてはならないことになる。これが前例となり、一九四八年七月に芦田内閣が提出した国家行政組織法案は衆議院で修正され、行政組織の内部部局の設置も法律によらなくてはならないことになる。

その後、吉田内閣の下でも参議院はいくつもの重要法案を修正する。一九五〇年十一月召集の

第九回国会における地方公務員法案、一九五一年十月召集の第一二回国会における行政機関職員定員法改正法案、一九五一年十二月召集の第一三回国会における破壊活動防止法案や大蔵省設置法改正法案や農林省設置法改正法案などがその例である。

さらに、参議院は否決、審議未了、あるいは審議引き延ばしにより吉田内閣の重要法案の成立を阻止する。例えば、一九四九年十二月、第六回国会では、食料確保臨時措置法改正法案が参議院において審議未了で廃案となる。また、第七回国会において電気事業再編成法案および公益事業法案も廃案となる。これらの法案の場合、吉田内閣はいずれの法案の内容もポツダム政令として公布してしまうので政策を実施する上での支障はなかった。しかし、参議院が重要法案の成立を拒んだために政策の実施が遅れたり、阻止された場合もあった。例えば、参議院は一九五〇年五月、第七回国会において地方税法案を否決する。このため税制改革の実施は遅れることになる。また、一九五二年七月、第一三回国会において参議院が法案審議を進めなかったことが大きな要因となって、国家公務員法改正法案は廃案になる。この結果、吉田内閣は人事院を廃止することができなかった。

その後、一九八九年七月の参議院選挙で自民党は大敗し参議院で過半数を割る。これ以降の期間には参議院の法案審議過程が法案の内容に大きな影響を及ぼすこともあった。例えば、宮澤内閣の下、一九九二年六月、第一二三回国会でPKO協力法案は参議院で修正される。この結果、自衛隊の国連平和維持軍への参加は凍結されることになる。

二〇〇七年七月の参議院選挙で自民党と公明党が敗北して、与党が参議院で過半数を割って以

後は、参議院の法案審議過程が政策決定に大きな影響を及ぼすことになる。二〇〇七年九月に召集された第一六八回国会では参議院が新テロ対策特措法案の審議をなかなか進めなかった。二〇〇八年一月に参議院はようやく議決を行い、法案を否決する（それを受けて、ようやく衆議院での再可決によって法案を成立させることができた）。このため、福田内閣はインド洋における海上自衛隊の補給活動をなかなか再開することができなかった。

二〇〇八年一月に召集された第一六九回国会では、参議院は税制改正関連法案と地方税法改正法案の審議を進めず、揮発油税などの暫定税率が失効する三月末までに議決を行わなかった。このため、揮発油税などの暫定税率がちょうど一ヶ月間失効することになる。また、二〇〇九年一月に召集された第一七一回国会でも、参議院は定額給付金を給付するのに必要な関連法案や海賊対処法案の審議を進めなかった。このため、麻生内閣による定額給付金の給付は遅れることになり、ソマリア沖の海賊活動を取り締まるための海上自衛隊の派遣も遅れることになった。

与党が過半数議席を確保している場合

もっとも、与党が過半数議席を確保しているときでも、参議院における法案審議が大きな影響力を発揮したこともあった。これは主に一部の与党の参議院議員が法案を成立させることに反対だったためである。

五五年体制の下でも参議院が重要法案の成立を阻止したことはあった。否決することは一度もなかったものの、審議未了や継続審議によって実質的に法案の成立を拒むのであった。その好例

は、一九六一年六月、第三八回国会において、政治的暴力行為防止法案を継続審議とすることによってその成立を阻止した¹⁰ことである。第四〇回国会における産業投資特別会計法改正法案の審議未了による廃案、第七五回国会における独占禁止法改正法案とたばこ・酒税法の審議未了による廃案などもその事例である。

一九九三年八月に細川内閣が成立したときから二〇〇七年七月の参議院選挙にいたるまでの期間のほとんどで与党は参議院で過半数議席を獲得していた。この期間で、注目すべきは参議院が一度にわたって、内閣の最重要法案を否決したことである。一九九四年一月、第一二八回国会において細川内閣が提出した政治改革関連法案は参議院で否決される。この結果、細川内閣は法案を成立させるために自民党と妥協せざるをえなくなり、当初案よりも自民党に有利な形で法案は成立することになる。また、参議院は二〇〇五年八月には第一六二回国会で小泉内閣の最重要法案である郵政民営化関連法案を否決する。これに對抗して小泉首相が解散・総選挙に踏み切り九月の総選挙で自民党が大勝したために二〇〇五年十月に郵政民営化関連法案は成立する。しかし、参議院がいったん否決したために民営化が実施される時期が二〇〇七年四月から十月に延びることになった。

参議院と政権の構成

本書の考察から明らかなことは、参議院における法案審議過程にとどまらず非常に広範囲な政治過程に参議院は影響力を及ぼすということである。これは、参議院で法案に対する支持を得ら

れず法案を成立させられない場合に、内閣が大きな打撃を受けるため、これを回避するために内閣があらかじめさまざまな形で参議院における法案の成立を確実にしようとするためである。

まず、参議院はこれまでしばしば政権の構成に影響を及ぼしてきた。吉田茂が一九四八年十月に首相に復帰して以降、執拗に民主党や国民民主党に対し与党化工作を行った背景には、参議院での与党議席を拡大しようという狙いがあった。そして、一九五二年十月に発足した第四次吉田内閣は参議院での与党議席を拡大するために民主クラブとの連立内閣となった。

また、これまで繰り返し論じてきたように、参議院での与党議席を拡大するために一九九九年一月に小渕内閣は自民党と自由党の連立となる。そして、この連立内閣は同年十月に自民・自由・公明連立に発展する。連立は形を変えながら二〇〇九年九月まで続く。

二〇〇九年八月の総選挙で民主党は大勝し衆議院の議席の過半数を大きく上回った。にもかかわらず、九月に成立した鳩山由紀夫内閣は民主党と社民党および国民新党との連立となっている。このことは参議院が政権の構成に及ぼす影響力が強いことをあらためて示している。

また、自民党の歴代首相が参議院自民党からの関係枠を用意したように、鳩山首相は与党の参議院議員を閣僚に起用した。このことも参議院が政権の構成に影響を及ぼしていることを示している。

法案準備過程と衆議院の法案審議

参議院の影響力は内閣が国会に法案を提出する以前の準備過程にも及ぶ。内閣が参議院で賛成

を得られるような形で法案を準備するからである。本書でみたなかで、これが最もはつきりしているのは、海部内閣が第一二〇回国会に提出し一九九一年三月に成立させた財源関連法案である。海部内閣は法案を成立させるために支持を得ることが必要な公明党と民社党の意見をあらかじめ取り入れて、法案を提出したのであった。

さらに、内閣は参議院で賛成を得られるように衆議院の法案審議過程でも法案を修正させてきた。小渕内閣が一九九八年十月に第一四三回国会において、金融再生関連法案を成立させた過程はこの好例である。この過程では民主党が中心になってまとめた野党案を小渕内閣が「丸のみ」したことが注目された。小渕内閣が野党案を「丸のみ」したのは、参議院で法案を成立させるためであった。ただ、野党案を受け入れ、与野党で共同修正することにしたのは衆議院においてなのである。

この他にも、例えば、海部内閣は一九八九年十二月に第一一六回国会において、国民年金法等改正法案を成立させる過程で参議院で支持を確保できるよう法案の修正を衆議院で行わせている。また、小泉内閣は二〇〇二年七月に第一五四回国会において参議院自民党に配慮して郵政公社法関連法案を修正した。この場合も修正が行われたのはやはり衆議院においてである。

参議院の役割

以上を踏まえた上で本書の結論を出そう。

結論としては参議院は政治過程で大きな役割を果たしてきたということである。参議院は、国

会の法案審議過程のみならず、政権の構成や内閣が法案を準備する過程にまで大きな影響力を及ぼしてきたのである。そして内閣の政策立案をより困難なものにしてきた。

ここで強調しておきたいのは、参議院自体における法案審議過程にばかり注目しては政治過程における参議院の役割を的確に理解できないということである。参議院は参議院の法案審議過程以前の政治過程にも大きな影響を及ぼしているからである。

ここで注意する必要があるのは、ほとんどの場合参議院は現状を維持する方向で影響を及ぼしてきたということである。もちろん、一九九八年七月召集の「金融国会」のように、参議院で与党議席が過半数割れしていたために野党の案が内閣の政策に取り入れられた例もある。また、一九九九年十月に自民・自由・公明連立内閣が成立する過程では、参議院で有する議席を背景に地域振興券に代表されるように公明党の政策案が内閣の政策として実施されたこともある。しかし、これまで参議院は、内閣が実現しようとする政策を阻止したり、一部を見直させたり、あるいは遅らせるという形で影響力を発揮してきたことの方が多かった。

法律学小辞典 [第6版]
The Dictionary of Law (6th edition)

1972年4月20日 初版第1刷発行
1986年9月30日 増補版第1刷発行
1994年11月10日 新版第1刷発行
1999年2月20日 第3版第1刷発行
2004年1月30日 第4版第1刷発行
2008年10月20日 第4版補訂版第1刷発行
2016年3月20日 第5版第1刷発行
2025年1月30日 第6版第1刷発行

編集代表 高橋和之
伊藤 眞
小早川光郎
能見善久
山口 厚

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

<https://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 株式会社精興社

製本 牧製本印刷株式会社

装丁 キタダデザイン



© 2025, 有斐閣. Printed in Japan 落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はケースに表示してあります。

ISBN 978-4-641-00031-5

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

福祉則別表5)。

身体障害者福祉法 昭和24年法律283号。
*障害者総合支援法'と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助・保護を行い、その福祉の増進を図ることを目的とする〔障害福祉1〕。市町村が援助の実施者であり、*福祉事務所'又はその長が相談・指導、情報提供等の業務を行う〔障害福祉9・9の2〕。都道府県は、身体障害者更生相談所を設置して、連絡調整や広域的・専門的な業務等を行う〔障害福祉10・11〕。*身体障害者手帳'の交付を受けた18歳以上の者〔障害福祉4〕につき、盲導犬等の貸与〔障害福祉20〕、社会参加を促進する事業〔障害福祉21〕等の援助を行うことなどを定める。*障害福祉サービス'の提供及び*障害者支援施設'への入所は原則として障害者総合支援法により行われるが、やむをえない事由により同法による給付の利用が著しく困難であるときは、市町村は本法による*福祉の措置'としてサービスの提供又は施設への入所を行う〔障害福祉18〕。

身体捜検 ⇨警察官職務執行法'

身体的自由 ⇨人身の自由'

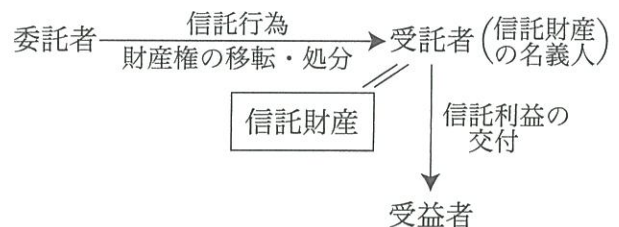
信託 1 意義 他人(受託者)をして一定の目的に従って財産の管理又は処分をさせるために、その者に財産権そのものを移転し(所有権などの移転)、又はその他の処分(担保付社債信託における担保権の設定がその例)をすること〔信託2〕。相手方に経済的目的(担保)を超える権利(所有権)を与える反面、相手方は経済的目的の範囲内で権利を行使しなければならない債務を負う場合(*譲渡担保'がその例)も信託といふことがあるが、通常は*信託法'にいう信託を指す。

2 沿革・機能 信託法にいう信託は中世イギリスに発達したもので(⇨トラスト')、今日、英米法系の国では、遺産の管理運用や、病院・大学などの公益財団の運営に信託が利用されている。わが国には日露戦争(1904~05)後の外資導入の必要性から明治38年(1905)に担保附(?)社債信託法(現*担保付社債信託法')として信託法理が取り入れられた。その後、第一次大戦(1914~18)の前後を通じて信託会社と称する金融機関が民間の資金を集め、しばしば無知な投資家を破局に陥れたために、これを取り締まる目的で大正11年(1922)に*信託業法'が制定され(⇨信託会社')、同時に信託の実体法として信託法が制定されて信託の法律関係が明確にされた。しかし、その後も日本では、遺言信託などはそれほど発達せず、信託銀行による*金銭信託'が信

託の中心となってきた。そこで、平成16年(2004)に信託業法が改正され、信託業への参入が一部緩和され、更に、平成18年の現信託法の制定(法108)により、信託実体法の規制が大幅に緩和された。

3 法律関係 信託は契約、遺言又は意思表示の記載・記録(⇨自己信託')で設定される〔信託3〕。受託者は*信託財産'の移転を受け、*信託行為'の定めるところに従って、自己の名で管理・処分をして公益事業を営む(*公益信託')か、管理・処分によって生ずる利益を定められた受益者に帰属させる(*私益信託')。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の個人財産とは分別され〔信託34〕、受託者はこれについて善管注意義務及び忠実義務を負う〔信託29・30〕。受託者は信託義務違反があるときは損失填補をしなければならない〔信託40〕。更に受益者は、受託者がした信託財産の違法な処分行為を取り消すこともできる〔信託27〕。信託は目的達成などの事由があるときに終了する〔信託163・164〕が、その際、信託財産は受益者などの帰属権者に帰属する〔信託182・183〕。

[図：信託の仕組み]



信託遺贈 フィデイコミススム(圖 fidei-commissum)。*ローマ法'上の*死因処分'の1つ。被相続人が、*相続財産'や自身の有する諸利益を、仲介者を介して信託遺贈受益者に交付するもの。元来、慣習上の制度であり、遺贈とは異なり、信託遺贈受益者への交付は仲介者の信義(圖 fides)に委ね(圖 committere)られるのみで、法的保護の対象ではなかった。しかし、遺贈のような厳格な方式も法的な制約もないため、簡便な遺贈の代替、法的制約の回避手段として活用されていた。ところが、アウグスツウス(Augustus, B.C.63~A.D.14)帝治下で、皇帝の権威に基づき、信託遺贈の受益者に債権的保護が与えられたことが転機となり、法的保護の対象となった。以後、ローマの法学者は、死後の財産プランニングの多様なニーズを背景に、信託遺贈の領域を中心に精緻な法技術を組み立て、相続法だけでなく広く財産管理法を発展させた。信託遺贈は、次第に遺贈と融合し、ユスティニアヌス(Iustinianus I, 482頃~565)帝によって同



衆議院憲法審査会
Commission on the Constitution
The House of Representatives

音声読み上げ サイト内検索

検索

[衆議院トップ](#) > [憲法審査会トップ](#) > [関係会議録](#) > 委員会 昭和21年7月11日（第10回）

関係会議録

委員会 昭和21年7月11日（第10号）

昭和二十一年七月十一日（木曜日）

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 芦田 均君

理事 江藤 夏雄君 理事 高橋 泰雄君

理事 廿日出ひろし君 理事 青木 泰助君

理事 吉田 安君 理事 菊地養之輔君

理事 鈴木 義男君 理事 林 平馬君

理事 柏原 義則君 理事 大島 多蔵君

小野 孝君 加藤 宗平君

上林山榮吉君 神田 博君

木島 義夫君 加藤 一雄君

木村 義雄君 北浦圭太郎君

小島 徹三君 左藤 義詮君

武田 キヨ君 武田信之助君

塚田十一郎君 本田 英作君

山本 正一君 西山富佐太君

鈴木周次郎君 關谷 勝利君

天野 久君 原 健三郎君

原 夫次郎君 山田 悟六君

星 一君 森山 ヨネ君

山崎 岩男君 井伊 誠一君

石川金次郎君 及川 規君

加藤シヅエ君 黒田 壽男君

杉本 勝次君 棚橋 小虎君

西尾 末廣君 松澤 兼人君

森 三樹二君 森戸 辰男君

井上 徳命君 大橋 喜美君

越原 はる君 酒井 俊雄君

橋本 二郎君 石黒 武重君

笠井 重治君 安部 俊吉君

東井三代次君 池上 隆祐君

早川 崇君 藤田 榮君

赤澤 正道君 秋田 大助君

野坂 参三君

同月九日委員穂積七郎君、竹谷源太郎君、大谷豊潤君、大石ヨシエ君及び田中久雄君辞任二付其ノ補關トシテ東井三代次君、安部俊吾君、笠井重治君、石黒武重君及び柏原義則君ヲ議長ニ於テ選定シタ
同月十一日理事田中久雄君ノ補關トシテ柏原義則君ガ理事ニ当選シタ

出席国務大臣

司法大臣 木村篤太郎君

文部大臣 田中耕太郎君

国務大臣 齋藤 隆夫君

国務大臣 植原悦二郎君

国務大臣 金森徳次郎君

出席政府委員

法制局長 入江 俊郎君

法制局次官 佐藤 達夫君

文部政務次官 長野 長廣君

文部事務官 有光 次郎君

本日ノ会議ニ付シタ議案

帝国憲法改正案（政府提出）

○**芦田委員長** 会議ヲ開キマス、此ノ際御諮リ致シマスコトガアリマス、理事田中久雄君ガ委員ヲ辞任セラレマシタ、就キマシテハ其ノ補關理事ハ先例ニ依リ、委員長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○**芦田委員長** 御異議ガナケレバ柏原義則君ヲ理事ニ指名致シマス
〔拍手〕

○**芦田委員長** 次ニ申上ゲルコトガアリマスガ、今日マデノ質疑応答ニ依ツテ、憲法改正案ノ包蔵スル根本的原則ニ付テハ、臆気ナガラ、政府ノ所信ヲ察知スルコトガ出来タと思ヒマス、併シ此ノ改正案ノ實際運用ニ付テ尚ホ明白ニシテ置クベキ多クノ点ガアリマスノデ、今日ヨリ逐条審議ノ形ニ依ツテ質疑ヲ続行スルコトニ致シマス此ノ際特ニ委員諸君ニ御協力ヲ願ヒタイコトハ、議事ノ進行上既ニ政府ノ答弁ニ依リ略明白トナツタ点ノ重複質問ヲ避ケテ、問答モ出来ルダケ簡潔ニ行ハレタイ点デアリマス、開会ニ當リマシテ特ニ御諒承ヲ御願ヒスル次第デアリマス
是ヨリ逐条審議ニ入リマス、便宜上各条毎ニ議題ニ供スルコトニ致シマス、此ノ際申上ゲテ置キマスガ、各条項ニ付キマシテハ、或ハ修正等ノ御意見モアリマシテ、色々御発言モアルコト考ヘマスガ、或ル程度ノ論議ヲ重ネタ後、其ノ修正等ノ御意見ニ付キマシテハ、之ヲ纏メル為ニ後

憲法審査会について

設置の経緯

組織・運営の概要

委員名簿

会議の記録

憲法審査会ニュース

会議日誌・会議資料

議案・請願

議案

請願

傍聴のご案内

傍聴希望の方へ

関係資料

衆憲資

関係資料集

海外派遣報告書

憲法調査会報告書

参照条文

関係会議録

意見窓口

憲法のひろは

関連リンク

衆議院憲法調査会

衆議院憲法調査特別委員会

その他

English

二小委員会ヲ設ケ、其ノ小委員会ニ於テ改メテ御研究ヲ願フコトヲ致シマシテ議事ヲ進メタイト思ヒマスカラ、御諒承ヲ願ヒマス、先ヅ、標題「日本憲法」及ビ前文ヲ議題ニ供シマス——武田信之助君

○武田(信)委員 私ハ、前文ノ中ニ戦争放棄ニ関スル方針ヲ明確ニ致シテ居リマスガ、ソレニ依リマスト「政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうに」ト云フコトヲコデ謳ツテ居ルノデアリマスガ、第九条ト関連致シテ居リマスノデ、第九条ト之ヲ比較シテ見マスルト云フト、第九条ニ於キマシテハ「國の主權の發動たる戦争」ト云フ文字ヲ以テ表ハシテ居ルノデアリマス、所ガ前文ニ於キマシテハ「政府の行爲によつて」ト云フコトデアリマスルノデ、此ノ間ニ聊カ食違ヒガアルヤウニモ考ヘラレマスルシ、主權ノ發動ト云フモノハ政府ガ行フノデアル、斯ウ云フヤウナコトニモ考ヘラレマスガ、凡ソ主權ノ發動ト云フコトハ國民ノ総意ニ依ツテ發動スルノデアルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマスルガ、前文ニ於キマシテハ、唯單ニ「政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうに」ト云フコトデ、戦争ノ起ル事柄ニ付キマシテ、唯單ニ之ヲ「政府の行爲」ト云フコトデ表ハシテ居ルノデアリマスルガ、此ノ点ノ關係ヲ明確ニスル必要ガアルト考ヘテ居ル次第デアリマシテ、此ノ点ニ付キマシテ御尋ネ申上ゲルノデアリマス

○金森國務大臣 此ノ憲法ノ前文ハ法律的ナ正確ナ意味ヲ表明スルト云フヨリモ、モウ少シ物ノ本質ニ入リマシテ、今ノ國民トシテ言ハナケレバナラヌヤウナ氣持ヲ述ベテ居ルノデアリマシテ、國民ハ平和ヲ愛好シ、十分國際社会ニ於テノ立派ナ義務ヲ尽スダケノ根本ナ素質ヲ具ヘテ居ルノデアルケレドモ、政府ガ間違ツタ導キ方ヲスレバ色々ナ弊害ガ起ルソコデ政府ノ行爲ニ對シテ十分ノ注意ヲシテ間違ヒヲ起サナイヤウニシナケレバナラヌト云フヤウナ考ヘデアリマシテ、大体此ノ憲法ノ中ニ現ハレマスル一ツツ考ヘハ、人民ガ能ク物ヲ整ヘテ、サウシテ政府ガ誤ツタ行爲ヲシナイヤウニ持ツテ行クト云フ基本ナ考ヘガアリマシテ、ソコデサウ云フ間違ツタ政府ノ出ナイヤウニ、大イニ此ノ憲法ヲ整ヘタ、斯ウ云フ考ヘ方デ出来テ居リマシテ、中味ノ法律的ナ正確サト云ウコトハ少シ心持ガ違ツテ居リマス

○武田(信)委員 ソレデハ斯ウ云フ所ニ「政府の行爲」ト云フコトヲ特ニ表ハサズニ、「自由の福祉を確保し、再び戦争の惨禍が発生しないやうに」斯ウ云フヤウナコトデアリマスコトニ依ツテモ、十分ニ其ノ目的ハ達成出来ル、所ガ特ニ此ノ所ニ「政府」ト云フコトヲ表ハシテ居リマシテ、一応御尋ネ申シタノデアリマスガ、大体政府ノ考ヘテ居リマス所ガ了解出来マシタノデ、私ハ是デ前文ノ質問ヲ終ルコトニ致シマス

○芦田委員長 鈴木周次郎君

○鈴木(周)委員 前文ノ「そもそも國政は、國民の嵩高な信託によるものであり」ト云ウコトト、第一条ノ「日本國民統合の象徵であつて、」此ノ所ト、第九十三條ニアル「信託」ト云フモノトノ関連性ニ付テ、「信託」ト云フ言葉ト「象徵」ト云フ言葉ハ委託サレタル意味ニ於ケル心的現象ノ現ハレデアルカ、又統治ヲスル上ニ於ケル主權ノ、即チ權利ノ存在ヲ示ス意味ノ法文デアルカ、其ノ点ノ関連性ヲ第一ニ聽キタイト思ヒマス

○金森國務大臣 前文ノ「國政は國民の崇高な信託によるものであり、」ト云フコトノ此ノ意味ハ、國政全般ヲ指シテ居ル訳デアリマシテ、國ノ政治ハ、政治ヲ現実ニヤツテ居ル人ガ、自分ノ為ニヤルノデハナイ、國民全体ノ為ニヤツテ居ルノデアル、斯ウ云フ考ヘ方デアリマス、詰リ國政ト云フモノガ動モスレバ為政者ガ自分ノ考ヘヲ実行シ、自分ノ為ニヤルト云フ一ツツ考ヘ方ガアリマシテ、ソレヲ此処デハツキリト、國政ト云フモノハ、ヤツテ居ル人ノ自分ノ心持デヤルノデハナイ、全く國家全体ノ為ニヤルノダ、言換ヘレバ國民ノ其ノ總意ヲ國政ガ引受ケテヤルノダ、斯ウ云フ政治ト國民トノ關係、随テ又政治ヲ担任スルモノト國民トノ關係コトコニ明カニシタ訳デアリマス、第一条ノ象徵ト申シマスノハ、國政全般、色々広イノデアリマスケレドモ、ソレトハ別ニ天皇ノ御地位ダケニ着想ヲシテ天皇ヲ迎ゲバ國自身ガアリアリト眼ニ映ルト云フ氣持ヲ言ツタノデアリマシテ、事柄ガ少シク違ツテ居ルト思ヒマス、ダカラ政治自身ハ、誰ガヤルノカト云フコトハ、是ハ現実ノ政治ヲスルモノガ皆分担シテヤツテ居リマス、併シ繰返シマスガ、自分ノ為ニヤルノデハナイ、國民全般ノ為ニヤルノダ、是ハソレデ能ク分ルト思フノデアリマス、第一条ハ勿論國民ノ全体ノ總意ヲ承ケテ天皇ガ象徵デアラセラルト云フノデアリマスカラ是ハ政治ヲ現実ニ担任セラルト云フコトハ主ナ着想ヲシテ居リマセヌ、仰見レバ是ガ國ノ姿デアルト云フコトダケデアリマス、一寸御分リニクイカモ知レマセヌガモウ少シ先ノ第四條、第七條等ノ所マデ触レサセテ戴イテ申シマスレバ、天皇ハ條約ヲ認證セラルル或ハ榮典ヲ授ケラルルト云フコトガアル、此処ニ行キマスレバ幾ラカハツキリシテ來マシテ、是ハ國民ノ政治ヲ此ノ形ニ於テ實現セラルルト云ウコトデアリマシテ、此ノ前文ノ中ノ、國民ノ崇高ナ信託ニ依リ國政ノ一部ヲ行ハラルト云フコトニナリマス、第一条ハ、政治ヲ行フト云フ方デナクシテ、仰見レバソレガ國デアルト云フノデアリマスカラ、少シ縁ガ遠イヤウナ氣ガシテ居リマス

○鈴木(周)委員 只今ノ御問ヒノ中デ、第九十三條ニアル所ノ信託ノ意味ヲ御説明ニナラナイヤウデスガ、一ツ御願ヒ致シマス

○金森國務大臣 第九十三條ノ信託ハ、前文ニアリマス信託トハ幾分意味ガ違ツテ居ルノデアリマス同ジ信託ト云フ言葉デアリマシテモ、前文ニアリマス信託ハ、本來ハ國民ニ屬スルモノデアリマス、ソレヲ承ケテ國政、即チ政治機關ガ運用シテ行ク、ダカラ本体ハ國民デアルケレドモ、ヤツテ行クノハ政治機關デアル、斯ウ云フ意味デアリマス、ソレカラ第九十三條ノ信託ト云フノハ、是ハ大事ニ扱ハナケレバナラヌ又本當ニ貴重ナ權利デアル、永久ノ權利デアルカラ、自分ノモノデアルカラ叩キ損シテモ宜イトカ、ソナ風ニ心得テハイカヌノデアル、永久ノ權利トシテ大事ニ保存シテ行クベキモノデアル、斯ウ云ウ意味デ信託ト云フ言葉ガ使ハレテ居ル、即チ預カリ物ト云フヤウナ意味デ大事ニシテ行カウト云フ、サウ云フ氣持デアリマス

○鈴木(周)委員 只今ノ御説明デドウモ納得ガ行カナイト私ハ存ジマス、信託シタト云フコトニナリマスレバ、即チ物的現象ニモ心的現象ニモ之ヲ信託シタコトニナル即チ第一条ノ象徵ト云フコトト関連シマスレバ、天皇主權説デアルト云フヤウニモ考ヘルノデアリマス、ドウモ國民ト共ニ一緒ニナルト云フヤウナ、此ノ間カラノ含蓄アル言葉デ御濁シニナツテ居ルヤウダガ、此ノ象徵ト信託ト云フコトヲ今少シハツキリ御説明願ハレヌモノカ、又第九十三條ノ永久ノ權利トシテ信託セラルレ、是モ私達ハドウシテモ信託シタ以上ニハ之ニ服従スベキ義務ガアルト思フ其ノ意味カラ言ヒマスレバ、此ノ憲法ノ最後ノ断定ヲ下スニ於テ又之ヲ履行スル上ニ於テ、惡イ所ノ政治家ガ出来タナラバ、内閣ノ助言或ハ其ノ他ノ文章ガアリマスガ、ソレニ依ツテ專制政治ニ近イ所ノ政治ヲ行ヒ得ルヤウナコトニナリハシナイカ、即チ信託ト云フモノト象徵ト云フモノト混同サセナイ方法ヲ考ヘタコトガアルカドウカ、立法技術トシテ之ヲ御伺ヒシタイ

○金森國務大臣 信託ト云フ言葉ハ一ツツ沿革ノアルモノデアリマシテ、美ハ前文ヲ御説明申上ゲマスルノ為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲナケレバ(分ラナイト思フ)デアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律關係ガ行ハレテ居リマス、大体ハ法律關係ヲ指シテ居ル訳デアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデアリマシタ、本來政治ト云フモノハ國民ガ行フベキモノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラソレデハ國民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、國民ガ一固マリニナツテ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、國民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ズ或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ國ノ行政方針ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウスルト、本來働クベキモノハ國民デアリマス、ケレドモ現実ニ行フモノハ議會ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス、此ノ間ノ關係ヲドウ云フ言葉デ説明シタラ宜イカ、普通ノ言葉デ申シマスルナラバ使用人トカ、雇主ガ雇人ニ物ヲ命ジテヤラセル、斯ウ云フヤウナ考ヘモ浮カモ知レマセヌ、ガ併シ斯ウ云フ國家ノ政治ノ基本ニ付キマシテハ、左様ナ關係ハナイノデアリマス、本來ハ國民自ラガヤルベキ政治デアルケレドモ、其ノ政治ト云フモノハ其ノ國民ノ為ニ國家ノ色々ナ機關ガ之ヲ担任シテ行クノデアリマス、ト云フ意味デ國政ハ大事ナ信託デアル、斯ウ云フ言葉ヲ使ツテ此ノ前文ガ出来テ居ルト思ヒマス、ダカラ其ノ点ニ於キマシテ分リニクイコトハ美ハナイト思ツテ居リマス、ソレカラ憲法ノ第一条ニヨリマスル天皇ノ御地位ハ是ハ日本國民ノ至高ノ總意ニ基クノデアリマシテ言葉ニ依ツテ明カデアリマスルガ如ク、本來至高ノ總意ト云フモノガ基本ニアリマシテ、サウシテ天皇ノ此ノ御地位ガ決マル訳デアリマス、デアリマスカラ或ル意味ニ於テ信託ト云フ言葉ノ中ニモ入ツテ入り得ナイコトハアリマセヌ、併シ信託ト云フコトハ政治トシテ現実ニ働ク方ヲ指シテ居ルノデ、第一条ハ現実ニ働ク意味ハナイ其ノ中心点デアリマス、仰見テ天皇ヲ以テ日本ノ徵象トスルト云フコトデアリマス、ソレガ現実ニ現ハレテ來マスルハ四條以下ノ天皇ノ種々ノ御機能ノ中ニ現ハレテ來マス、其ノ部分ニ於テハヤハリ信託ニ基イテ居ルト云フコトハ、是ハ一点ノ疑ヒハナイト思フ訳デアリマス、ソレカラ今ノ九十三條ノ所ノ信託ト云フノハ、是ハ誰ノ權能ヲ誰ニ授ケルトカ、サウ云フ第一章ニアリマスルヤウナ本來何カノモノデアルノヲ現実ニハ或ルモノヲシテ行ハシメルトカサウ云フ意味ノ信託トハ違ヒマシテ、本來此ノ權利ハ大事ニ扱ハナケレバナラヌ、永久ノ權利トシテ前二渡シテ置クダカラ大事ニ扱ハナケレバナラヌト云フ氣持デ永久ノ權利トシテ信託シタモノデアル、宇宙ノ普遍的ナル原理ニ依ツテ、其ノモノハ勝手ニ処分チガナイヤウニ、是ハ自分ノ自由ナ權利ダカラ捨テモ宜イト云フ氣持ヲ起シテバナラヌサウ云フ預カリ物ハ大事ニ預ツテ行クノダト云フ意味デ、意味ガ違ツテ居ル意味ニ了解シテ居リマス

○鈴木(周)委員 サスレバ第七十三條ニ弁護士ト云フ言葉ガアルガ弁護士ニ使フ場合ニ於テ——刑事被告人其ノ他ノ訴訟人ヲ扱フ場合ニ於テ、信託ト云フ言葉ハナクテモ信託ト見得ルカドウカ、即チ前文ノ信託ト云フ言葉ハ各條ニ大キナ影響ヲ及ボスト私ハ思ヒマス、弁護士ニ對スルモノ、即チ人權ノ保護ニ上ニ於ケル弁護士トノ関連性カラ見デアリマス、尚ホ一ツハ第二十七條ニ財産權ヲ侵シテハナラナイトアルガ、之ニ對シテノ信託行ハ一ツツモ又見エテナイ、其ノ財産行爲ニ對シテハ——人權ハ信託シ得ルト云フヤウナ弁護士ノ一ツツ方法ガアルガ財産權ニ對スル所ノ信託ノ方法ハ見エナカツタニ之ニ對シテ立案者トシテ研究シタコトアルカドウカ伺ヒタイト思ヒマス

○金森國務大臣 今ノ御尋ネハ結局九十三條ノ解釈ハ八適用トシテ御尋ネト思ツテ居リマスルガ、少シ何カ原文ノ趣旨ト御尋ネノ趣旨トハ關係ガ遠イデハナイカト云フ氣持ガスルノデアリマス、九十三條ノハ、今マデ申上ゲマシタヤウニ、結局國民ノ基本權ト云フモノハ轉イモノデアルソ、ソレヲ侵スコトガ出来ナイ權利トシテ國民ニ此ノ憲法ハ認メルソ、サウ云フ意味デアリマス、而モ勝手ニ処分シチヤイケナイ、是ハ大事ナ宝物トシテ扱ヘト云フコトデ、永久ノ權利トシテ信託サレタモノデアル、斯ウ云フ趣旨ニ出来テ居ル、今御尋ネニナリマシタ弁護士ニ仕事ヲ委託スルトカ、或ハ財産權ニ付キマシテ何カ委託スルルトカ云フヤウナコトハ、全然別ノ問題ノヤウニ考ヘテ居リマス、私ノ聴キ方或ハ間違ツテ居

ナイ、「ヒトラー」ノ意思ハ即チ国ノ意思デアル、斯ウ云フヤウナーツノ形而上学的ナ判断ヲ加ヘテ、ソレデ満足スルコトガ出来タ訳デアリマス、併シサウ云フ考ヘ方ヨリモ、国ト云フモノハ国民全体ガ基本トナツテ出来テ居ルモノデアル、故ニ国民ノ方ニ着想ヲ置キマスルナラバ(国ノ謂ハバ(独善的ナ側キト云フモノ)ハ國トヘラレマセヌ、足ノ二本アルモノノ人間ニ全部聚ガリヲ持ツタ國家ト云フモノガハツキリ念頭ニ浮イテ来ルノデアリマス、サウ云フ念頭ニ浮イテ来ルト云フコトハハツキリサセタイト云フノガ今ノ日本ノ現状デアリ、此ノ憲法ノ生レテ来タ所ノ由来デハナカラウカ、ソコデ憲法ハ國民ト云フ所ニ置キヲ置キマシテ、此ノ國民ノ心ガ聚リガ聚カツテツノ統合ヲ成シテ居リマス、此ノ統合ヲ成シテ居ル所ニ國及ビ國民ノ統合ガハツキリ現ハレルノデアツテ、ソレヲ天皇ガ象徴トシテ身ヲ以テ現ハシテオイデニナル、斯ウ云フ風ノ着想ニ由来シテ行ツテ居ルノデアリマス、斯ク考ヘテ行キマシテソソ本當ニ是カラ行ク所ノ民主政治ノ個々ノ制度ガ基本ノ考ヘト表面的ニモ能ク聚ガリヲ以テ國民ノ心ニ映ツテ来ルモノト思フモノデアリマス、今仰セニナリマシタヤウナ説キ方デモ十分リマスケレドモ其ノ間ハ多クノ學問ヲ以テ聚ガリナクレバナリマセヌ、此ノ前文ノ書キ方デ行ケバ、國民ガヤルノダ國民ガ世界ニ叫ブンダト云フコトデ、其ノ出来上ツテ来ル由来デモ一連ニハツキリ分ツデシマヒマシテ、非常ニ諸般ノ關係ニ於テ適切ナル結果ヲナスモノノヤウニ思ツテ居ル次第デアリマス

○**本田委員** 私ノ質問ハ是デ打切りマス

○**芦田委員長** 及川規君

○**及川委員** 本會議以來連日ノ政府当局ノ懇切ナル説明ニ依リマシテ、此ノ憲法ニ於ケル所謂主權ノ所在等ハ略々明瞭ニナリマシタガ尚ホ私ノ了解シ兼ねル点ガ多クアリマス、其ノ中極メテ簡單デアリマスガ、文字ノ意義カラ此ノ質問ヲ致シマシテサウシテ又私ノ了解スルコトガ金森國務大臣ノ説明ニ合致スルカ否カモ御伺ヒシテ置キマスルガ「ここに國民の總意が至高なものであることを宣言し、」之ニ付キマシテハ多クノ質問ガアリマシタ、私ノ解スル所デハ國民ノ總意ト云フコトハ、國家ノ総合サレタ単一ナル意思デアル、而モソレハ單ナル多クノ國民ノ意思ノ集計デハナイ、或ル一一定ノ手續ヲ經テ総合サレテココニ出来上ツタ意思デアツテ、而モソレハ規範的ノ意思デアルト云フ御説明ト承リマシタ、ソレガ至高デアルト云フコト、國民ノ總意ガ至高デアルト云フコトガ多クノ質問者ノ所謂主權ガ何處ニ在ルカト云フ問題ダト思ヒマス、又金森國務大臣ハ所謂主權トハ此ノ國民ノ總意総合サレタル意思ノ源泉タル自然意思デアル、斯ウ仰セラレタヤウニ私ハ了承致シマス、ソレガ國民全体ニ在ル、勿論天皇ヲ含ンダ國民全体ニ在ル、斯ウ云フ風ニ私ハ理解致シマシタガ、是デ宜シウゴザイマセウカ

○**金森國務大臣** 伺ヒマシタ所デ即斷致シマスレバ、私共ノ申シタ所ト同ジヤウニ了解シテ居リマスガ、尚ホ或ハ御質疑ニ依ツテ私ノ誤リガハツキリスルカモ知レマセヌ

○**及川委員** ソコデ斯ウ理解致シマシテ「ここに國民の總意が至高なものであることを宣言し、」トアル、此ノ宣言——此ノ國民ノ總意ガ至高デアルト云フ事實ハ、日本國以來サウデアツタノカ、或ハ此ノ憲法ノ此ノ宣言ニ依ツテ國民ノ總意ガ至高デアルト云フコトニナルノカ、即チ單ナル事實ヲココニ闡明スルノカ、或ハココニ此ノ新シク國民ノ意思、至高ナル一種ノ主權ガ形成サレルノカ、此ノ点ヲ御伺ヒ致シマス

○**金森國務大臣** 私ハ國民ノ總意ガ至高デアルトコトハ、前ヨリ此ノヤウデアツタト考ヘテ居リマス、唯認識ハ或ハ過去ニ於テ日本人ガ誤ツテ居ツタカモ知レト云フコトハ申述ベマス

○**及川委員** シレデハアトハ此ノ点ニ付キマシテ國体ノ所デモ一連御伺ヒ致シマスガ、肇國以來國民ノ總意ガ至高デアツタ、唯認識ガ誤ツテ居ツタカモ知レナイ、ソレハ此ノ前金森國務相ノ御答弁デハ、國民ト國体ト云フコトハ此ノ主權ノ所在ニ依ツテ區別スルト云フヤウナコトハ法學者的解釈アルトカ、或ハ明治以來ノ政治情勢ニ応ジテ多クノ國民ガ、或ハ學者ガ、サウ表現シタト云フヤウニ御聽キ致シマシタ、サウシテ又只今モ國民ノ解釈ガ誤ツテ居ツタカモ知レナイト云フ御解釈デアリマスルガ、私ハ今マデノ明治天皇ノ御示シニナツタ詔勅等ヲ拝読致シマスルニ其ノ根本觀念モ國民ノ總意ガ至高デアルト云フヤウニ拝読スルコトガ出来マセヌデシタ、天皇ノ意思ガ至高デアアル、デアルカラコノ現憲法モ欽定憲法トシテ、其ノ至高ノ意思ニ基イテ制定サレタモノト私ハ思ツテ居リ、又國民全般ガサウ思ツテ居ルト解釈致シテ居リマスガ、併シハ解釈ノ相違デアリマスカラ、是ダケニ止メテ置キマス

其ノ次ニ參リシテ、「この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。」ハハ勿論此ノ文ニ依リマスレバ、此ノ憲法ガ憲法トシテ効カヲ生ジタ時、之ニ反スル一切ノ法令ト詔勅トハ廢止スル手續キヲ執ラレルコトデゴザイマセウカ、既ニ此ノ憲法ノ趣旨カラシテ明白ニ反スルモノト認メラレテ廢止シタ法令、或ハ私ハ主トシテ詔勅ノ方ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマスガサウ云フモノハドウデゴザイマセウカ

○**金森國務大臣** 此ノ憲法ガ確定サレ、効カヲ生ジマシタ時ニ、今仰セニナリマシタ一切ノ法令ト詔勅ヲ廢スルト云フ効果ガ現ハレテ来ルノデアリマシタ、此ノ憲法ノ確定以前ニ於テ法令ト詔勅ヲ廢止スルト云フコトハ存在シナイ思ツテ居リマス、唯自然ノ道理ニ依ツテ消滅スルノハ是ハ別問題デアリマス、ソコデ此ノ憲法ノ効カヲ生ジタ場合ニ、之ニ何ガ該當スルコト云フコトハ、一ツツ考ヘテ見ナクレバナラヌデアリマス、尚ホ念ノ為ニソコノ部分ニ付テ一言申シテ置キマスガ、詔勅ヲ廢止スルト云フコトハ、一ツツノ手續ヲ以テ廢止スルト云フ意味トハ私ハ解シテ居リマセヌ、此ノ憲法ノ前文自体デ包括的ニ廢止スルト云フノデアリマスルガ故ニ、ココニ並べ上ゲテモ此ノ憲法ニ反スルト云フ条件ガ具ツテ居レバ、ソレ自身當然ニ廢止セラルルト云フ趣旨デゴザイマス、尚ホ之ニ對シマシテサウ云フ空想的ナコトヲ言ハナイデ、具體的ニ例ヲ挙ゲヨ、斯ウ云フ趣旨デアリマスナラバ、別ニ又御答ヘテ致シタイ思ツテ居リマス、併シ大体詔勅ニ付キマシテハサウ沢山ハゴザイマセヌ、ナゼカト申シマスレバ、詔勅ト云フモノハ効カヲ廢止スルト云フ其ノ言葉ニ當面ラナイモノガ多イ、効カヲ廢止スルト云フコトハ、継続的内容ガ法的効果ガアルト云フコトヲ前提ニシテ居リマス、併シ詔勅ト云フモノハ、多ク過去ノ或ル時斯ニ於テ仰セ出サレテ、先ヅ其ノ時ニ於テ効カガ消滅シテ居ルノガ普通デアリマスルガ故ニ、將來ニ向ツテ継続的ニ法的持續力ヲ持ツテ居リマスル詔勅ハ、數ヘテ見マシテモ、實ハソソナニ沢山ハ見當リマセヌ、ガ併シ強ヒテ言ヘバ、今ハツキリ記憶ハシテ居リマセヌガ、例ヘバ金鵄勲章ヲ創設セラルル詔ト云フモノハ、恐ラク軍國主義ノ私拭ト共ニ——是ハ勲章ノ基本法デアリマスルガ故ニ持續的効力ヲ持ツテ居リマスルガ、恐ラク將來消滅スルノデハナイカ、或ハ元帥府ヲ設ケルト云フ詔勅モ、ソレガ継続的効力ヲ持ツテ居ルナラソレニ依ツテ消滅スルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス

○**及川委員** 總効ハ多クハ法的拘束力ヲ持タナイモノガ多イ、勿論其ノ通りデアリマス、例ヘバ大東亞戰爭ノ開戦ノ詔ハ、勿論法的拘束力ヲ持ツテ居リマセヌガ、單ニココデ廢止スルト云フコトハ法的拘束力ヲ持タセナイト云フダケノコトデアリマスルガ、其ノ内容ニ從ツテ國民ガ德義的ニ從フト云フヤウナコトモ禁止スルト云フ意味デアリマセウカ、只今ノ御話デハ法トシテノ拘束力ガナイト云フヤウナ御話デ、法律論デアリマスルガ、教育勅諭ノ如キモ法的拘束力ハナイモノト思ヒマス、併シ現憲ニ於キマシテハ、今日日本ノ教育ノ根本法ト致シマシテ、否、寧ロ日本ノ道德ノ根本法ト致シマシテ、法律以上ニ大ナル權威ヲ持ツテ政府ハ之ヲ遵奉スルコトヲ強調致シ又國民ハ之ヲ遵奉シタノデアリマス、更ニモウツ終戦ノ勅諭デアリマスルガ、是モ法的拘束力ハナイモノデアリマセウケレドモ、私ハ教育界ニ身ヲ置クコトニ數年現ニ教育ノ任ニアル者デアリマスルガ、終戦ト同時ニ今後ノ教育ノ目標ハ、終戦ノ詔ニ則ツテヤレト云フヤウナ指令ガ来テ居リマシテ法的拘束力ノ如何ニ拘ラズ此ノ終戦ノ詔ノ趣意ハ尚ホ國民ニ強調セラレテ居ルノデアリマスルガ、是等ハ此ノ憲法ニ依リマシテ廢止ノ問題ニナラヌモノデアルト云フ御意見デアリマセウカ、ソレヲ伺ヒタイ

○**金森國務大臣** 私ハ過去ニ於テ歴史的ナ或ル段階ヲナシテ居ル詔勅デアツテ、而モソレガ將來ニ向ツテ法的拘束力ヲ持續セザルモノハ、此ノ憲法ノ前文ニハ触レナイノデアラウト考ヘテ居リマス、併シナガラ今御話ニナリマシタヤウニ、其ノ指令ニ依ツテ或ル詔勅ニ殆ド法的効力ヲ、或ハ法的効力以上ノモノガ認メラレテ居ルト仰セニナリマシタガ、斯クノ如キ場合ニ於キマシテハ、其ノ指令自体ガ恐ラクハ法的ノモノデアリマセウソレハ無効ニナルモノト考ヘテ居リマス

○**及川委員** 此ノ憲法ニ反スル法令ト詔勅トハ廢止スルト云フノハ要スル二法的拘束力アルモノニ限ル、其ノ点ハ了解致シマシタガ、之ニ反スルカ否カノ判断ハ何人ガナスモノデゴザイマセウ、是ハ憲法ノ解釈デアルカラ、最高ノ解釈ニ依ツテ最高裁判所ガ判断スルノデゴザイマスカ、或ハ之ヲ遵奉スルモノガ、只今ノ御話デハ自然ニ反スルモノガナクナルト云フ御話デアリマシタガ、自分デ解釈シテハ法的拘束力ヲ持タナイモノトシテ宜イノデゴザイマセウカ

○**金森國務大臣** 凡ソ斯クノ如キ種類ノ問題ハ、國家ガ特別ナ手續ヲ以テ具體的ニ認定ヲシナイ限りハ、各人ガ之ヲ解シテ自己ノ責任ヲ以テ判断スルヨリ致シガナイモノト思ヒマス

○**及川委員** 之ニ関シマシテハ、九十四條ニ同ジコトヲ規定シテ居リマスルガ、ヤハリ法條ハ違ヒマスケレドモ同趣旨デゴザイマセウカ

○**金森國務大臣** 是ハ独リ此ノ問題ニ限ラズ、凡ソ此ノ種類ノ問題ハ、詰リ廢止セラレテ居ルカドウカガ疑問ニナツテ居ルヤウナ法ヲ適用スルモノノ立場ニ於テ、各自ノ責任ニ於テ判断スルノ外ハナイト思フノデアリマス併シナガラソレ等ノ人々ガ特殊ナル關係ニ置カレテ居ル時、例ヘバ上官ト下官ノ關係ニ於テ、上官ガ認ムルモノト官ノ認ムル所トニ於テ判断ガ違フト云フ場合ニハ、行政法ノ一般ノ原則ノ示ス所ニ從ツテ適當ニ解決セラレルノデアリマス、原則トシテハ各自ガ判断スルヨリ外ニ途ハナイモノト思ツテ居リマス

○**及川委員** 更ニ此ノ前文ニ依リマスト、「我らは、平和を維持し、専制と隷従と壓迫と偏狹を地上から永遠に拂拭しよう」と努めてゐる國際社會ニ在リテ、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。」專制ト隷従ト壓迫ト偏狹、斯ウ云フモノヲ永遠ニ払拭シヨウト努メルコトハ是ハ極メテ有意義ナコトデアリ、望マイコトデアリマスガ、更ニ後ノ方ニ行キマスト、「すべてての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。」総テ國民ガ等シク恐怖ト欠乏カラ解放サレルコトモ念願シテ居リマスガ、御承知ノ通り今日我々ハ總テ皆欠乏ニ苦シンデ居ル、併シ此ノ欠乏ハ、日本ノ只今ノ状態ハ必ズシモ舊ノ偏在ノミカラ来テ居ルモノトハ限ラナイ、絕對量ガ足ラナイカラ欠乏デアリマス、併シ絕對量ガ國民ノ生活ヲ維持スルニ足リテモ、尚ホ此ノ社会ニハ欠乏ニ苦シム人間ガ多數居ル、何カト云フト富ノ偏在デアリマス、生産ノ方面カラ言フナラバ、働カズシテ他人ノ労働ノ結果を享樂スル人間、所謂搾取ノ階級ガ存在スルハ明白ナ事實デアリマス、隨テ此ノ欠乏カラ解放サレルコトヲ念願スルナラバ、此ノ欠乏ニ依ツテ起ル所ノ搾取、即チ他人ノ労働ニ依存シテ自分ハ働勞スルコトナシニ、他人ノ労働ニモ依存シテ生活スル階級、サウ云フ關係ヲナクスル、即チ搾取ノ關係ヲナクスルト云フコトガ、最も根本的ナ要請デハナイカ、ソコデ此

ノ前ノ専制ト隷従ト圧迫ト偏狭モ宜イデアリマセウガ、ソレ以上ニ必要ナノハ採取ト云フ社会ニ於ケル経済関係デアルカラ、ココニ採取ト云フ文字ヲ入レルノガ此ノ前文ノ趣旨ニモ——欠乏カラ解放セラルルコトヲ念願スル此ノ憲法ノ前文ノ趣旨ニモ最も合シ、又社会情勢ニモ適スル所以ダト思ヒマスガ、サウ云フコトハココニ掲ゲナイト云フノハサウ云フ事實ハアツテモココニ掲ゲル程ノ大シタ事項デモナイト、価値ヲ評価サレマシテ、重大価値ヲ持ツテ居ナイト云フ理由ト掲ゲナイトカ、其ノ点御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○金森國務大臣 此ノ憲法ノ前文ハ文字ハ実ハ少イデアリマス、長イト云フ——文字ノ並べ方が多過ギルト云フ非難モ一面ニハアリマスケレドモ、或ルー面カラ見マズレバ寧ロ短イデアリマス、随テ中心トナルベキ事項ヲハツキリ掲ゲマシテ、ソレヨリ自ラ推論のニ予想セラルルヤウナ事項ハ、必ズシモソレヲ挙ゲル必要ハナイト云フ風ニ考ヘテ居リス、我々ハ恐怖ト欠乏カラ解放サレルト云フヤウナコトニ主眼点ヲ置キマシテ是ノ基本ノ理由トナリマス所ノ例ヘバ(国際間ニ不公平ナル主張ガアル為ニ、是ガ起ルト云フヤウナコト、色々な原因ヲ纏マズレバ各種ノ問題ガアリマスルケレドモソレ等ハ総テ含蓋シ残シテアルト云フ建前デアリマス

○及川委員 当憲法審議ニ当リマシテ最も重大事項デアリマシタノハ、所謂国体ニ関スル觀念デアリマシタ、私ノ理解スル所デハ、金森國務相ノ国体ノ御解釈ハ、天皇ヲ僅レノ中心トシテ、或ハ心ノ繫ガリノ中心トシテ統合シテ居ル此ノ国及ビ国民ノ基本ナル特色デアル、天皇ヲ僅レノ中心トシ、又心ノ繫ガリノ中心トシテ統合シテ居ル此ノ国民ノ、或ハ国家ノ基本ナル特色デアル、斯ウ御解釈ニナツタヤウニ記憶致シマスルガ誤リデアリマセウカ

○金森國務大臣 間違ヒハナイカモ知レマセヌガ、予メ疑惑ヲ解イテ置キタイト思ヒマスノハ、度々色々御質問ヲ受ケテ居リマスルト、主権ノ所在ト云フコトト国体ト云フコトト同ジモノノヤウニ御瞭解ニナツテ居ルンデヤナイカト云フツツ疑ヒヲ持ツテ居リマス、此ノ際私ハ主権ノ所在ト云フコトト我々ノ考フル国体トハ別ノコトデアルト云フコトヲハツキリ先ツ申上ゲテ置キマス、何トナレバ主権ノ所在ト云フコトハ、恐ラケルベキ正シキ姿ヲ持ツテ居リマスル国ニ於キマシテハ、大シテ差ノナイコトデアラウト思ヒマス随テ其ノ部分ニ國ノ根本特色ヲ考フルコトハ出来マセヌ、寧ロ諸國共通ノ姿デアル、共通ノ姿ノ中ニ國ノ根本特色ヲ見出スコトハ出来マセヌ、ソコデ國ノ根本特色トシテ国体ヲ考ヘマス時ニハ、其ノ規範カラ行クノデハナクテ、別ノ所ニ国体ガアルノデハナイカ、最も日本ラシ——他所ニモ類例ガアルカモ知レマセヌガ、少クトモ、大体觀察ニ於テ日本ニ特別ニアルモノダト認メ得ル所ニ国体ノ觀念ヲ認メルノガ正シイシ、又各人ガ深く意識スルトセザルトニ拘ラズ、ソコニ国体ノ理念ヲ結ビ付ケヨウトシテ居ルモノト思フノデアリマス、ソコデ其ノ国体ト云フノハ何デアルカト申シマスルト、今御話ニナリマシタ其ノ言葉ト大体似テ居リス、ケレドモ極ク正確ニ言葉ヲ使ハナイト語弊ガ起リマスガ故ニ、再ビ繰返シテ申シマスルナラバ我々ノ心ノ奥深く根ヲ張ツテ居ル所ノ天皇トノ繫ガリト云フモノヲ基本トシテ、ソレガ存在シテ居ル、是ガ我々ノ信ズル国体デアル、斯ウ申上ゲタノデアリマス(拍手)

○及川委員 只今ノ御説明デ金森國務相ノ日本国体ノ觀念ハ私了解致シマシタガ、国体ト云フ言葉ハ独リ日本ニミ關係シタ言葉デハナイ、一般ニ何処ノ国デモ国体ガアル筈デ国体ト云フ觀念ト日本ノ国体ト云フ觀念トハ、是ハ別個ノ觀念デアリマスルガ、只今ハ国体ト云フ觀念ノ御説明モアツタヤウデアリス、国体ト云フ國ノ特色ヲ區別スルノニ、必ズシモ主権ノ所在ニ依リ必要ハナイ、主権ノ所在ヲ標準トスルト大体何処ノ國デモ同ジヤウデアル、タカラシテソレ以外ニモ出てくる標準カラ國ノ特殊ノ姿ヲ見出サナケレバナラヌト云フヤウナ、大体斯ウ云フ意味ダト解釈致シマシタガ、更ニ御聴キシタイノハ、サウ云フ御解釈ハソレデ立派ナ御解釈デアリマセウガ、少クトモ今日ノ日本国民ノ通念ト致シマシテ、又法学者ノ所謂国体觀念トシテ我々ノ理解シタモノハ——国体ノ區別ヲ認メナイ学者ハ是ハ別デアリマス、恐ラク金森國務相モ所謂国家法人説ヲ採ラマシテ、国体ノ別ヲ認メラナイデ、政体ノ別ヲ認メラレタト、私ハ若イ時金森國務相ノ御出シニナツタ本ヲ読ンテ微カニサウ記憶シテ居リマスカラ、金森國務相ノ御意見デアリマセヌガ、少クトモ今マデノ社会通念トシテ、及ビ法学者ノ理論ノ根拠トシテ主張サレタ此ノ国体觀念ナルモノハ主権ノ所在ヲ標準トシテ、何処ニ主権ノ所在ガアルカ、主権ト云フ言葉ガ余リ曖昧デアリマスカラ、此ノ改正憲法ノ用語ニ從フナラバ、何人ノ意思ガ至高デアルカ、国家ノ意思ト言ヒマシテモ、国家ハ心理学ノ精神作用ヲ営マナイカラ、結局何人カノ自然人ノ意思ガ国家ノ意思トナリ、又ソレガ最高ノ意思トナルモノデアリマシテ、其ノ国家ノ最高ノ意思ヲ構成スル自然人ノ意思ガ誰ノ意思カ、国民全体ノ意思カ、或ハ君主一人ノ意思カ、或ハ此ノ度ノ此ノ改正憲法ニ依ツテ国民、即チ国民ノ中ニ君主ヲ含メテ其ノ全体ノ意思カ斯ウ云フ觀念カラ所謂ハ主権ノ所在ト云ウテ居リスガ、斯ウ云フ觀念カラ国体ト云フ觀念ヲ理解シテ居ツタモノト思フノデアリマス(拍手)金森國務相ノ国体ノ觀念ハ只今御聴キシタヤウニ、マア日本ノ国体ノ御説明デアリマシテ、主権ノ所在ト云フヤウナコトニハ關係ガナイト云フコトデアリマスルガ、ソレハ金森國務相ノ御解釈トシテ尊重致シマスルガ、少クトモ此ノ我々ノ我々ハ昔ハ兎モ角ソナ言葉ハアリマセヌガ、此ノ国体ト云フヤウナ文字ヲ使フヤウニナツテカラ最近終戦ニ至ルマデ、現ニ政府——今ノ政府ハマダ国体ト云フ言葉ヲ使ツタノヲ聞キマセヌ、唯本會議ニ於テ吉田総理大臣ハ国体ヲ維持ト云フ言葉ヲ使ハレマシタガ、其ノ国体ノ内容ハ同ヒマセヌデシケレドモ、「ボツダム」宣言受諾ニ關シテハ国体ノ維持ト云フコトガ強ク叫バレタデアリス、其ノ時ノ所謂国体ヲ維持「ボツダム」宣言ヲ受諾ノ条件トシテ日本ガ提出シタ所ノ国体ヲ維持ノ時ノ国体、及ビ此処ニ御集リノ各代議士ノ皆様ガ、選挙ノ際ニ於テ國体ヲ擁護シハ国体ヲ絶対維持ト云フ標語ヲ掲ゲマシテ国民ニ説カシタ筈デアリマス、其ノ時ノ国体ト云フ觀念ハ、只今金森國務相ノ仰シヤルヤウナ意味ノ国体デアツタカ、或ハ此ノ昔ナガラ社会通念タル主権ノ所在、国家最高意思ヲ決定スル意思ハ誰ノ意思カト云フ標準ニ基イタ國ノ基本ナル特色、斯ウ云フ意味ノ国体デアツタカ、私ノ解スル所デハ、金森國務相ノ觀念スル所ノ国体觀念デナクシテ、所謂社会通念デアリ、日本ノ法学者ノ通念デアリ、又歴代ノ少クトモ明治天皇陛下ノ詔勅等ニ仰セラレル国体、天皇ガ主権者デアリ、モット詳シ言ハバ、天皇ノ意思ガ最高デアル國ノ基本形態、国家運用ノ基本法則ヲ決メル最高ノ權威ガ天皇ニアルト云フ意味ノ国体ト私ハ解釈致シテ居リスルガ、自由党ヤ進歩党ノ皆様方ノ御解釈ヲ國務相ニ御聴キスル訳デヤアリマセヌ、政府ガ「ボツダム」宣言受諾ニ際シテ条件トシテ提出シタ所ノ国体ト云フ觀念ハ果シテ何レノ觀念デアツタカト云フコトヲ御聴キ致シマス

○金森國務大臣 我々ハ生キテ居ルモノデアリマス、生キテ居ルト云フコトノ当然ノ結果カラ、日ニ日二物ノ考ヘ方ガ深マリ行クト云フコトハ、恐ラク当然ノ道行デアラウト思ヒマス、成程過去ニ於キマシテ、今仰セナリマシタヤウナ国体ト云フ考ヘ方、少クトモ法律学者ノ相当ノ部分ニアツタコトハ明カニソレヲ認メマス、併シ日本ノ国民全体ガ法律ヲ知ツテ居ル訳デモナイ法律学者ノ言葉ニ共鳴スル訳デモナク、必ズシモ斯様ナ意味ニ於キマシテ国体ヲ理解シテ居ツタカト云フコトハ頗ル疑ハシイト私ハ思ツテ居ルノデアリマス又「ボツダム」宣言ニ關係シテ日本ガ国体ヲ維持ト言ツタノハソレハ何デアルカト云フコトニ付キマシテハ、私ノ知ル所ニ於キマシテハ、「ボツダム」宣言ノ受諾ニ際シテ日本カラ外国ニ送リマシタ所ノ文書ノ中ニハ国体ト云フヤウナ言葉ヲ表ハス文字ハナカツタト思ツテ居リス、随テハ八国体論ヲ論議スル時ニ問題ニナラナイト考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ一人人間ハ其ノ時其ノ最も正シイト思フ考ヘヲ発表シテ居ルコトハ事實デアリマス、併シナガラ其ノ考ヘヲ執ツテ変ヘナイ、ドンナニ我々ガ新シキ認識ヲ持タナケレバナラヌ、心ヲ深メナケレバナラヌト云フ時ニモ、心ハ石ノ如ク如何ナルカヲ以テスルモ惑ハナイト云フコトデアツテハ、生物タル人間デハナイト思フノデアリマス、事ニモ依ルト仰セナレバソレモサウ思ヒマス、ソコデ此ノ国体ト云フ觀念ヲ能ク考ヘテ見タラバドウカ、私ハ明白ニ申シマスガ、私ハ国家法人説ヲ執ツタ輩エハアリマセヌ、サウ云フ意味ヲ正シイト思フカドウカハ別ト致シマシテ、未ダ曾テ国家法人説ヲ以テ言葉ノ上ニ、又其ノ言葉通りニ是認シタ輩エハアリマセヌ、而シテ国体ト云フ觀念ヲ承認シマス、而シテ今仰セナリマシタヤウナ風ニ分類シテ考ヘデ居リス、併シ段々能ク考ヘテ見マス、ソレハ此ノ前モ申シマシタガ、一体天皇ノ意思ヲ以テ国家ノ意思ヲ表現セラルル致シマシタコトハ誰ノカニ依ツテサウナルノデアルカ、アナタハ盲目のニ——アナタハト云フノハ私ニ言ツタノデアリマスガ、アナタハ盲目の二倍スルノデアルカ、或ハ心ノ中ニサウ思フガ故ニサウ信ズルノデアルカト言ハバ、私ハ私ノ心ガ斯ク命ズルガ故ニ然リト答ヘルノデアリマス、ドウシテモ是ハ天皇ニ對シテソレダケノ御地位ガアルト云フコトヲ認メナケレバナラヌト云フコトガ、私ノ心ノ中カラ湧上ツテ来ルカラ、ソコデ認メルノデス、ソコデ一番物ノ根本ニナルハ私共ノ心デアアルマイカ、ソレガ日本国民全体ニ行渡ツテ居ルナラバ、一番根源ノカハ天皇ヲ含メタル国民全体ノ心ノ中カラ湧上ルコトシテ湧上ル、ソレガ或ル方法ニ依ツテ結晶セラレテ総合国家意思トナルノデハナイカト云フ考ヘヲ持チマシテ、其ノ種々ナル心ガ相立テラレテ来リ道程ニ於キマシテ、我々ガ普通使ツテ居ル国体ト云フ言葉ニ當嵌メテ考ヘマスナラバ、少クトモ是ハ天皇制ト結付ケテ考ヘルコトハ是ハモウ疑ヒナイ、併シ天皇制ト結付ケル時ニ、何処ニ重点ヲ置イデ考ヘテ居ツタカ、権力者ト云フコトニ付テ考ヘテ居ツタカト言ハバ、日本ノ古イ歴史ヲ冷ヤカニ見テ行キマスル時ニ、権力者ト云フコトニハ重キヲ置イテ居リマセヌ、繰返シマス、權限ノ中心トシテ見テ居リス、万葉ノ世ニ、其ノ後二現ハ種々ナル歌ヲ取りマシテモ、多クソコニ現ハレテ居リス併シ権力者ノ方面ニモアツタニ相違ナイ、併シソレガ時々々々ニ於テ権力ヲ行使セラルル時モアリ、全然行使セラレナイ時モアツタノデアリマス、ソレヲ一貫シタモノト見ルコトハ出来マセヌ、デスカラ過去ノ姿ヲ見ル我々ノ奥底ヲ探レバ、日本ノ最も中心点ハ天皇ヲ心ノ中カラ包ミ囲ンデ、ソレヲ僅レノ中心トシテ居ルノデアアルマイカト言ツタノデアリマス、私ガ故意ニ答ヘタ觀念デハナイノデアリマス、併シ唯今マデノ人ガソレヲハツキリ言ハナカツタダケデアリマス(拍手)

○及川委員 私ハ金森國務相ノ新シイ国体解釈ヲ非難スル意味デ御質問申上ゲタノデアリマセヌ、サウ云フ御解釈モ亦本當ニ日本ノ國柄ヲ掘下ゲテ当然出テ来ル解釈デアルト思フノデアリマスル、ガ、問題ハソコニハナイ、只今「ボツダム」宣言受諾ニ際シテ国体ト云フ文字ハ使ハレナカツタ、勿論使ツテハ居ルマセヌ「ボツダム」宣言受諾ニ際シマシテハ、斯ウ云フ文字ガ使ツテアルヤウデアリマス、但シ右宣言「ボツダム」宣言ノコトデアリマス、右宣言ハ君主統治者トシテノ天皇陛下ノ大權ニ影響ヲ及スベキ如何ナル要求ヲ包含セザルモノトノ諒解ノ下ニ提示スルモノデアリ、八月十日聖詔ヲ仰イデ「ボツダム」宣言受諾ノ用意アル旨ヲ連合國ニ提示シタツツ条件ト云フモノハ是デアツタト私ハ以テ聞致シマス、而シテ之ヲ以テ国体ノ維持ヲ最後ノ一線トシテ墮リ抜イテ、殊ニ吉田総理大臣ハ本議會ニ於キマシテハ、天皇ヲ統治者デアリ、日本デハ天皇ハ統治者デアリ、或ハ之ヲ主権者ト言ヒマスガ、天皇ハ統治者デアリマス、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」トシテアル統治者デアリ

マス、サウシテ此ノ天皇陛下ノ大権ト云フモノハ、所謂統治権ヲ総攬スル所ノ広汎ナル天皇大権ヲ総称スルノデアリマセウガ、從來ノ意味ニ於ケル天皇ガ主権者デアル、統治権者デアル、統治権ノ総攬者デアル、是ガ日本ノ国体ダト云フコトハ、独リ学者ガ主張スルノミナラズ、政府ガ躍起トシテ之ヲ国民ニ植付ケマシテ、而モ教育ノ面カラココ十年來極力此ノ觀念ヲ植付ケタノデアリマシテ、今日申固トシテ此ノ觀念ガ国民ノ中ニコビリ付イテ居ルト自分ハ思フノデアリマス、モウ一步深く掘下ゲマシテ、金森國務相ノヤウナ国体ノ解釈ハ余程知識階級ノ一部分カ、知識程度ノ高い一部分、或ハ極メテ反省力ノ強い国民ノ一部デアリマシテ、大抵ノ者ハ私ノ今言ウタヤウナ国体觀念ガ牢固トシテココニ植付ケラレテ居ル、恐ラク議員諸君ノ頭モ是デナカツタカ、ソレデ国体觀念ニ関スル限り、此処ニアレ程千万言ヲ費シテモ尚ホ不明デ、新聞紙等ヲ見マシテモ、極メテ曖昧ダト云フハコトニ由來シタノデハナイカ、何時ノ間ニカ政府ハ自分ノ国体觀念ヲ変更シテ居ル、ソレヲ変更シタノガ惡イハ思ヒマセウ、金森國務相ノヤウナ国体觀念ヲ構成スルコトハ結構デアリマスガ、全国民ニ対スル責任ト致シマシテ、從來ノヤウナ国体觀念、今マデ政府ガ主張シ、「ボツダム」宣言受諾ニ當ツテモ之ヲ意図シ、殊ニ昭勅等ニモ国体ヲ護持シト云フ文句ガアリマスシ、天皇ハ天皇ノ主權ハ承認シテ居ルモノト思フト云フ御言葉モアツタト云フヤウナコトモ發表ニナツテ居リマスノデ、斯ウ云フ意味デ国体ヲ觀念シテ居リマスカラ、政府ガ国体觀念ヲ自ら変更ナサルコトハ大ニ宜シイ、唯國民ニ対シテ之ヲ明瞭ニシナケレバナライ、今コソ国体明瞭ノ大運動ヲ起サナケレバナライ、ソレハ從來ノ、今マデノ政府ノ国体觀念ガ間違ツテ居ル、或ハ此ノ觀念ニ依レバ、国体ハ明力ニ変更サレタ、併シ本當ノ意味ノ国体、金森國務相ノ仰シヤルヤウナ国体觀念ニ於テハ千古変ラナイ、豈國以來変ラナイノデアアル、是コソ斯ウ云フ国体ト言ウテ宜イカ、粉ハシイカラ私ハ國体ト言ハナイデ日本ノ古來ノ姿、是ハモウ些ノ微動ダニ感ジテ居ナイノデアアル、此ノ姿ヲ維持スルコトガ世界ノ進運ニ寄与シ、日本ノ永遠ノ發展ヲ庶幾スル所以デアルト云フコトヲ、明瞭ニ國民ニ知ラシムベキ重大ナル義務ガアルノデハナイカ、此ノ点ニ付テ一向政府ノ執ルベキ処置ガ明力デナイ、例ヘハ終戦ノ詔勅ノ如キニ致シマシテモ、朕ハ神州ノ不滅ヲ信スル、此ノ國ハマダ神ノ國デアルト云フヤウナ文句ガ見エマスガ、是ガココ當分ノ間、國民教育ノ指標トナルヤウニト云フヤウナ指令ヲ出シテ、一向ニ此ノ国体觀念ヲ明力ニスルヤウナ処置ヲ執ラレテ居マセウ、私ハ教育界ニ現ニ職ヲ置キマスルガ、遺憾ナガラ執ラレテ居ナイ、又田中大臣モ多クノ議員諸公ガ質問致シマシテ、教育勅語ハドウナルカ、廃止スルカ、一旦緩急アレバ義勇公ニ奉スルト云フヤウナハ、此ノ憲法ノ精神ハ甚ダシク乖離シテ居ル、相反スル、アソ教育勅語ハ廃スル必要ハナイ、アソコニモ良イ所ガアルカラ採ツテ以テ訓誨ナリ或ハ訓育ノ一助トスルニ足リルト云フヤウナ、極メテ曖昧ナ態度ヲ執ツテ居ラレ、是ハ今日ノ國民ノ国体觀念ヲ不明瞭ナラシメル所ノ一大原因デアルト思ヒマスノデ、政府ハ之ニ付テ如何ナル処置ヲ執ラレハ御所存デアルカト云フコトヲ御伺ヒシタイノデアリマス

○**金森國務大臣** 私ハ日本ノ思想ノ現段階ガ旋風渦巻ノ如キ中ニアルコトハ之ヲ認メザルヲ得ナイ、併シナガラ之ヲ切按ケテ行ク為ニハ、凡ソ手段ヲ講ジテ進マナケレバナリマセウ、其ノ一番ノ根源トナリマスルハ、此ノ憲法ノ改正ニ依ツテ其ノ基本ノ太い線ガ定マルデアラウト思ヒマス、此ノ国体、政体、其ノ他ニ関シマスル基本ノ思想ハ、此ノ議會ニ於キマシテ憲法草案ガ議セラレマスル其ノ道程ガ、最も國民ニ深く種々ナ問題ニ付テ明快ナ理解ヲ与フル所以デアルト思ヒマス、ソレデ譯イ云フコトヲ自らモ認メツツ其ノ御説明ヲ申上ゲテ居ル次第デアリマス、是ガ今度外ニ向ツテ呼び掛ケル時ハ、先ヅ此ノ憲法ノ御議決ヲ仰イダ後ガ最も良キ適當ナ機會デアル、其ノ時ニコソ然ルベキ方法ヲ執リタイト考ヘテ居リマス

○**及川委員** モウツツ諄イヤウデアリマスガ、御聴キシタイノハ、政府ノ今マデ觀念シテ居ツタ国体ノ考ヘ方ニ依レバ、ココニ金森國務相ノ仰シヤツタヤウナ新シイ觀念デハナイ、即チ「ボツダム」宣言ヲ受諾スルニ當ツテ予定シタ所ノ国体觀念ニ依ルナラバ、今日ノ憲法、此ノ実施ハ国体ノ変更デアル、新シイ觀念ニ立ツテミ國体ハ護持セラレタ、斯ヲ了解シ宜シウゴザイマス

○**金森國務大臣** 是ハ他ノ機會ニ於テモ明力ニ申上ゲタ所デアリマスルガ、今日ノ眼デ見レバ(国体ト云フベカラズシテ政体ト云フベカリシソレ等ノ学说ノ言ツテ居ル国体ハ大ニ幅ニ変更セラレ——廃止セラレタノハ申シマセウ、大幅ニ変更セラレタ、何故トナレバ、天皇ハ國家ノ重大ナル権能ヲ今尚ホ新憲法改正案ニ於テハ御持チニナルコトニナツテ居リマス、隨テ變化ハアツタ、而モソレハ大幅デアツタ、斯ウ云フ風ニ申上ゲタ方ガ適當デアラウト存ジマス

○**及川委員** モウツツマダ不明瞭デアリマスガ、学者ノ觀念ト云フヤウナコトデアリマスガ、私ハ学者ノ方ハ諄イテ居リマセウ、学者ノ觀念ニ依レバ明力ニ主權ノ所在ニ依ツテ国体ヲ區別シテ居リマスカラ、私ガ聴クハ政府ガヤハリ此ノ觀念デ以テ國民ニ植付ケタ、現ニ最近マデ政府ハ、国体ノ觀念ト主權ノ所在、或ハ主權ノ總攬者タル此ノ觀點カラ日本ノ国体ヲ考ヘテ居ツタデハナイカ、サウ云フコトヲ御聴キスル、若シサウデアルナラバ、之ヲ明力ニ比処ニ表明シテ、誤ツタラ、誤ツタリト云フコトヲ天下ニ謝シテ、サウシテ明瞭ニシロト云フ要求デアリマス、聴ク所ハ政府ハサウ云フ觀念デアツタカドウカ

○**金森國務大臣** 政府ハ繼續シテ存在スルヤウニモ見エマスルシ、切離シ各個ノ内閣ヲ指シテ言フコトモ出来マスルガ、此ノ内閣ノ関スル限り、今御託ニナリマシヤウナ、天皇ガ統治権ヲ種々ナル形ニ於テ行使セラレテ居リマスルヤウナ風ニ國体ノ定義ヲシタト云フコトハ了知ヲシテ居リマセウ

○**及川委員** ソレデハハ内閣ハ迷ツテモ持続性ガアルカラト仰シヤイマスガ、前内閣ノ閣員ガ、現ニ首相ニナツテ居リマスノデ、ソレデハ此ノ点ヲ吉田総理大臣ニ御聴キシタイノデアリマスガ、今日ハ御見エニナリマセウカラ、此ノ点ダケハ留保シテ置キマシテ、是デ私ノ質問ハ打切りマス

○**芦田委員長** 承知致シマシター——山田悟六君

○**山田(悟)委員** 私ハ別ナ角度カラ此ノ憲法前文ニ對シマシテ政府ノ御所見ヲ御伺ヒ致シタイト存スルモノデアリマス、即チ憲法ガ國ノ基本法デアリマスツカ、根本法デアルト云フヤウナ事柄ハ申スマデアリマセウツカ、國民生活ヲ決定スル大法典デアリマス為ニ、國民ハ誰モガ何ヲ措イデモ一応勉強シヨウ、一応研究シヨウト云フ氣ヲ起サセルト云フコトハ、政治上非常ニ有意義デアリ、又当然ナサネバナラヌ事項デアアルノデアリマス、特ニ憲法ノ此ノ前章ノ如キニアリマシテハ、將來國民全体ガ熟読熟誦シテ暗誦ヲ致サナケレバナラヌト云フヤウナ事柄ハ当然デアリマシテ、之ニ對スル政府ノ憲法対策並ニ所見ヲ御伺ヒ致シタイト存ジマス

○**金森國務大臣** 仰セノ通りト思ヒマス

○**山田(悟)委員** 次ニ此ノ前文ガ純粋ナル日本語表現ヲシナクテハナラヌト云フ事柄デアリマス、然ルニ此ノ草案ハ翻訳文ノ感ガ致シマシテ、洵ニ読ミツライ、更ニ私共ガ進ンデ考ヘマス、目下各方面デ喧ヘテ居リマス所ノ漢字ノ制限問題、之ニ抵触ヲ致シテ居ルヤウナ文字モ或ハ語句モ沢山ゴザイマシテ、國語ノ簡易化問題、此ノ方面ヨリノ事柄ヲ十分研究考慮ニ入レテ此ノ草案ヲ提出セシヤ否ヤ、是レ亦將來國民ノ教育上ニ對シテ本件ハ今後ノ國語問題、是等ニ對シテ重大ナル問題デアルノデアリマス、即チ私共ト致シマシテハ、平仮名口語體ニ頗ヒマシタト云フコトハ非常ニ一大進歩デアリマシテ、政府当局ニ感謝ヲ申上ゲマスガ、文章等ハ、是ハ不磨ノ大典故、ドウシテモ古今東西ノ名文ニ或ハ模範文ニ是非トモサネバナラヌ問題デアアルノデアリマス、即チ内容ニ於キマシテハ、誰ニモ分ルヤウナ文章デ、而モ口調ガスラスラト好イ文章ニスルコトデアリマス、其ノ次ハ主語ト述語ノ關係ト云フコトヲハツキリサセテ、論理ノ筋ヲハツキリサセルコトデアリマス、次ハ文體ヲ整ヘルコトデアリマシテ、余リ固苦シイ言廻シツカ、余リ碎ケ過ギタ言廻シト云フヤウナコトヲシナイデ、統一の顯ヒタイト云フノガ我々ノ急願デアリマス、之ニ對シテ文部當局ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイト存ジマス

○**田中國務大臣** 御答ヘ申上ゲマス、國語審議會ニ於キマシテ漢字制限ノ問題ガ今研究サレツツゴザイマス、憲法草案ニハ漢字制限、詰リ現在出テ居リマス案ニ依リマスト千二百九十五字デアリマス、憲法中ニ使ハレテ居ル文字デ其ノ中ニ入ツテナイモノガ多クゴザイマスノデ、此ノ問題ニ付キマシテハ、國語審議會ノ小委員會ガ目下開カレテ居リマシテ、或ル種ノ憲法中ニ使ハレテ居リマス所ノ漢字ハ千二百九十五字ニ更ニ附加ヘテ用ヒル必要ガアルノチヤナイカ、詰リ千二百九十五字ノ枠ヲ突破致シマシテ、三十字余リ入レル必要ガアルノデハナイカト云フ風ナ傾向ニナツテ居ルノデアリマス、併シマダ國語審議會ト致シマシテハ此ノ案デ確定致シタ訳デハナイノデアリマス、併シ他ノ二十九字ゴザイマス、是ハ便ヒマスハ或ハ少シ難カシ過ギルヤウナ字デゴザイマシテ、是ハ憲法ノ文字ヲ何カ外ノ字ニ置換ヘマシテ、易シイ文字ヲ使フナリ、或ハ言廻シ方ヲ變ヘルカ云フヤウニ考慮シナケレバナライノデハナイカトモ考ヘ得ラレルノデゴザイマス、文體其ノ他ニ付キマシテハ、尚ホ研究ノ余地ガアルト云フコトハ、只今仰セノ通りデアリマス、何レニ致シマシテモ、國民ノ人口ニ膾炙スルヤウナ文體ニナルト云フコトハ、文部省ト致シマシテハ甚ダ望マシト存ジテ居ル次第デアリマス

○**山田(悟)委員** 更ニ文部大臣ニ御尋ネテ致スノデアリマスルガ、我が國ノ現状ト致シマシテハ、當然ニ將來「ローマ」字併用ト云フヤウナ事柄モ必然的ニ起ツテ來ル問題デアラウト考ヘルノデアリマス、此ノ「ローマ」字ト憲法トノ関連性ニ付テ、文部當局ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス

○**田中國務大臣** 御答ヘ申上ゲマス、只今御話ガアリマシタヤウニ「ローマ」字ガ今後ノ日本ノ教育上非常ニ重要ナ意味ヲ持ツテ参リマスコトハ、仰セノ通りデゴザイマシテ、文部省ト致シマシテモ、「ローマ」字ノ採用、詰リ初等教育ニ付テデゴザイマスガ、初等教育ニ於キマシテ「ローマ」字ヲ採用スルト云フコトヲ目下考慮シテ居リマス、何学年カラドノ程度ニ於テ「ローマ」字ヲ使ヒマスカ、或ハ教科書ヲドウ云フ風ニ致シマスカト云フコトニ付キマシテハ、専門家ニ諮リマシテ十分研究ノ上、來学年カラ左様ニ致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス、併シナガラ「ローマ」字ヲ國語トシテ採用スルト云フコトニナリマス、是ハ非常ニ重要ナ問題デゴザイマシテ、目下ノ所サウ云フ方針デハ參ツテ居ナイノデアリマシテ、隨テ憲法トノ關係ニ付キマシテモ、其ノ点カラ御推察ヲ御願ヒシタイト存ジテ居ル次第デアリマス

○**山田(悟)委員** 次ニ是ハ金森國務大臣ニ御伺ヒスル問題デアリマスガ、此ノ憲法ニ對スル文體其ノ他ニ對シテ只今之ヲ修正シヨウト云フ熱意ハ政府ニ十分アラレバウデアリマスルガ、政府ハ学界ツカ、或ハ文壇ツカ、或ハ文部當局ツカ、専門家ツカ云フヤウナモノヲ此ノ議會ニ協力サセル意思ガアリマスカドウカ、之ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

○金森國務大臣 私ハ憲法ノ目的ハ憲法ノ本來ノ目的ヲ達成スルコトニ主眼点ヲ置クベキモノデアル憲法ニ付随シテ好マシト思ハレル各種ノ事情ガ緩シヤ況山アルトシテモ、今置カレテ居ル日本ノ立場ヲ眼中ニ置キマス限リ、曩ラニ此ノ憲法ヲ樹立シテ、日本ノ行クベキ國際的国内的ノ必要條件ヲ満たスベキモノデアラウト思ツテ居リマス、随テ此ノ憲法ノ字句ノ範圍ニ於キマシテ、種々ナル改正ヲ好マシスル点ガアルト致シマシテモ、此ノ大目的ト矛盾セザル限リニ於テデナケレバナラヌト思ツテ居ル次第デアリマス、直接ノ御答ヘニハ触レマセヌケレドモ、此処マデ申シマシタ所ニ依ツテ御諒解ヲ願ヒタイト思ツテ居リマス

○山田(愼)委員 更に私ハ金森國務大臣ニ伺ヒタイ、先般モ此ノ憲法ノ主權ノ在リ方ト云フヤウナ事柄ニ對シテ、國民ノ理解ニ明瞭ヲ欠イテ居ルト云フヤウナ事柄ガ論議ニナリ、私共ハ之ヲ國務大臣ガ当然ニモツトハツキリト明瞭ニ答弁願フコトガ当然デハナイカト思フ、即チ私共ガドウ研究ヲ致シマシテモ、此ノ新憲法ト云フモノハ平和國家ノ宣言ト主權在民ノ宣言ト基本的人權ノ尊重ト云フコトニ要約セラレテ居ルカニ考ヘルノデアリマス、尚又、主權在民ナル事柄ガ、國家總意ノ至高デアルトカ、或ハ天皇ガ至高ナル國民總意ニ基クトカ、國會ハ國權ノ最高機關ト云フヤウナ事柄ガ、ハツキリト示サレテ居リマスレバ、常然ニ國民モ亦我々モ不思議ニシナイモノデアル、例ヘバ「私共進歩黨」ノ者ガ選挙ノ時ニ天皇制ノ擁持ヲ云々シタコトガ之二矛盾スルデハナイカト云フ議論ヲナス方モアリマスガ、結局天皇ト云フモノハ權威ヲ持つテ居ラレバ、天皇ハ權カ、權能ハ有セナクナツテ居ルガ、權威ハ十分ニ持つテ居ナサル、權威ト權カ、權能ト云フコトヲハツキリ分離ヲ致シマスルナラバ、此ノ權威ト云フモノハ權カ、權能ヲ超越スル優位ニアルト云フ事柄モ亦論ヲ俟テマセヌシ、又權威ハ即チ權カヲ支持、規定スルト云フコトモ出来マスルガ故ニ、主權在民ト云フヤウナ事柄ハ当然ニハツキリト申シマシテモ、何等是ガ矛盾スル所ガナイト云フ風ニ私共ハ考ヘマシテ、此ノ点ニ對シテ金森國務相ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

○金森國務大臣 主權ガ天皇ヲ包含シタル國民ノ中ニ在ルト云フコトヲ憲法ニ書キマシテ支障ガアルカト云フ御尋ネニ對シマシテハ、固ヨリ事柄ニ於テ支障ガアルハト思ツテ居リマセヌ、又現ニ此ノ憲法ハソレガ實イタルノデアリマス、偶々主權ト云フ文字ガ用ヒテナイ、而モ私ガ聊カ私ノ学究的ノ心カラ自分自身トシテ疑問ヲ持マスノハ、主權ト云フハツキリスルケレドモ、至高ノ意思ト云フハツキリシナイト云フ理解ガ何処ニアルノデアラウ、主權ト云フ言葉、主ト云フ字ト權カノ權ト云フ字、此ノ二ツノコトカラ何ノ意味ガ出テ来ルノカ、何モ出テ来マセヌ、ココデ申シマスル主權ト申シマスノハ、恐ラク或ル意思ガ最高デアル、其ノ最高性ト云フコトニ外ナラヌノデアリマス、ソレデ國ノ中ノ意思ノ最高性ハ何処ニ具ツテ居ルカ、國民ノ意思ニ具ツテ居ル、故ニ國民至高ノ意思デアルトカ、國民ノ意思ガ至高デアルトカ今御話ニナリマシタ日本語ヲ兎モ角モ來モノ意解ニ用ヒツツ字ヲ使ヒマシテ一番適切な言葉ガアルト云フデアリマス、主權ト云フ言葉ニスレバ分ルト云フコトハドウシテモ私ニハ分ラナイノデアリマス、寧ろ主權ト云フ言葉ガ、第九条等ニ國ノ主權ト書キマスルトソチデハ能ク分ルガ、コチラハヨリ良キ言葉ト思ツテ使ツテ居ルノガ誤解ノ種ニナツテ居ルノチヤナイカト思ヒマス

○山田(愼)委員 是ニテ私ノ質疑ヲ終リマス

○芦田委員長 井上徳命君

○井上(徳)委員 私ノ質問ハ極メ簡単ナ質問デアリマス、憲法ノ審議デアリマスルカラ、敬肅ナルベキ筈デアリマスケレドモ、只今委員長カラ逐条審議ハ打解ケテト云フ御話デアリマシタカラ、其ノ氣持デ御尋ネ致シタイト思ヒマス一番最初ノ言葉デアリマスルガ、「日本國憲法」ト掲ゲデアリマス、今日マデ本會議ノ席上デモ此ノ委員會ノ席上デモ、質疑応答ノ間ニ「ニホン」人ト呼ビ、或ハ「ニホン」ト呼ビ、又ハ「ニツボン」人ト呼ビ「ニツボン」ト呼ビテ居リマス、ドウデモ宜イヤウナモノデスケレドモ、決シテドウデモ宜クナイモノダト思ヒマス、正シトカ正シクナトカ云フヤウナコトハ姑ク措イテ、此ノ憲法ヲ公布サレルニ付キマシテハ、今後我々ノ子孫ガ我が日本ヲ「ニツボン」ト呼ブカ「ニホン」ト呼ブカ、日本人ヲ「ニツボン」人ト呼ブカ、ニホン人ト呼ブカト云フコトハ、此ノ際シツカリ定メテ置カナケレバナラナイ大事ナ事柄デハナイカ知ラント思ヒマス、隨テ習慣デ「ニホン」人ト云フ者モアリ、「ニツボン」人ト云フ者モアルト云フコトモアリマセウガドウシテモ習慣ヲ付ケルナラバ正シキ良キ習慣ヲ付ケナラヌト思フノデアリマシテ、此ノ文字ハ「ニツボン」トシカ読マレナイモノダト思ヒマス、「ニホン」トハドウシテモ読マレナイ、日ト本ト書イテ詰ツテ来マス「ニツボン」ト当然読マレナケレバナラヌモノデアルト思ヒマスガ、ソレニ付テ今後ドウ云フヤウニ読マセベキモノカト云フコトヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス

○金森國務大臣 御質問ノ趣旨ヲ伺ヒマシテ、斯様ナ文字ノ読ミ方ニ付テ深ク御理解ヲ御持チニナツテ居ルト云フコトニ敬意ヲ表シマスガ、私共ノ方デハ深ク左様ナ点ニ留意ヲ致シマセヌ、日ト本ト國ト書キマシテ、之ヲ我々ガ読ム時ニ「ニホン」國ト読ムコトモアルシ「ニツボン」國ト読ムコトモアルト云フコトハ、我が國ニ於キマシテ通念トシテ認メラレテ居ル所デアリマス、其ノ二ツノモノニ遽カニ區別ヲ付ケル必要ガナイ、若シモ是ガ、此ノ二ツノモノノ中ノドツチガ宜イカト云フコトヲ決メ、慣習的ニドチラカヲ助長發達セシムベキモノデアルトスルナラバ、今後特ニ十分ナル研究ヲ續ンデ宜カラウ、斯ウ考ヘテ居リマス、現在見マシテモ、國民ノ声ガ自然ニ現ハレテ来ル地名等ニ付テ見マシテモ、「ニホン」橋ト云ツテ居ル所モアレバ、「ニツボン」橋ト云ツテ居ル所モアリ、「ニツボン」銀行ト「ローマ」字ニ書イテ居ル所モアレバ、「ニホン」銀行ト「ローマ」字ニ書イテ居ル所モアリマシテ、之ニ依ツテ特別ナル不自由ハ生ジテ居ナイヤウニ思フノデアリマス、日ト本ト書イテ「ニホン」ト読メルノカ読メナイノカ、是ハサウ云フ方面ノ學說ニ疎カナケレバナリマセヌケレドモ、私共ノ確カニ知ツテ居ル知識ニ依リマスレバ、日ト本ト書イテ「ニホン」ト読ムト云フコトハソソナニ不思議ナコトデハナイ、十六夜日記ト書イテ、「イザヨヒニキ」ト読ンデ居リマシテ、斯ウ云フ、詰ツタ音ヲ省イテ居ルノハ日本ノ過去ニ於キマシテ廣ク行ハレテ居ツタ用法デアルヤウニ思ヒマス、隨テ今御答ヘ致シマス所ハ、今日ノ所デハ何レトモハツキリ決メテ居リマセヌ、ドチラデモ宜シイ、斯ウ云フ態度デ居リマシテ、尙ホ御教ヘヲ受ケマシテ然ルベキ方向ニ動ク機会ヲ作リタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○井上(徳)委員 私ノ質問ハ、是デ終リマス

○芦田委員長 原建三郎君

○原(健)委員 私ハ最初ニ、前ノ方モ触レラレタノデアリマスガ、少シ違フタ考ヘヲ持つ者デ、モウ一度御尋ネシタイノデアリマス、私ガ此ノ帝國憲法改正案ノ前文ヲ拝見致シマシテ第一ニ感シタコトハ、此ノ文章此ガ極メテ翻訳的デアルトコト、而モ日本帝國ノ不滅ノ大憲章トシテ、洵ニ相成クナレバ所ノ文章デアルト云フコトヲ感ジタノデアリマス、此ノ前文ノ趣旨ニハ私ハ大體賛成デアリマス、併シ趣旨ト同時ニ其ノ体裁モヤハリ整ヘナケレバナラヌコトハ申スマデモナイデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ私ハ是非トモ、本文ニ於テモサウデアリマスガ、前文ニ於キマシテハ、特ニ二ツ御留意ヲ戴キマシテ、其ノ根本的ナ趣旨ヲ變ヘナイ程度ニ於テ、文章ヲモツト洗練サレタ——口語體及ビ平板名デ結構デアリマスガ、洗練サレタ雄渾簡明ナル文章ニ直シテ戴キタイコトヲ切望スルモノデアリマス、是ハ答弁ヲ要シマセヌ、希望ダケ申シテ置キマス

第二点ニ於キマシテハ、サツキモ他ノ方ガ一寸触レラレタノデアリマスガ、此ノ憲法ハ現行憲法ノ改正憲法デアルト度々申サレタノデアリマス、ソレデアリマス以上ハ、現行憲法トノ関連ノ下ニ、此ノ憲法ガ改正サレタ憲法デアルト云フ旨ヲ、是非此ノ前文ノ中ニ二ツ附記シテ戴キタイト思フノデアリマス、或ハ發布ノ時ニ陛下ノ御言葉ガアルカ、色々最前御説明ガアリマシタガ、ソレハソレト致シマシテ、少クモ現行憲法ノ改正デアル以上ハ、之ヲ改正シタト云フ理由ヲ前文ニハツキリト御書キニナルト云フコトハ、是ハ憲法ノ体裁カラ言ツテモ、或ハ將來ノ効力カラ言ヒマシテモ、私ハ是非必要デアルト思ヒマスガ、之ヲ御書キニナル意思アリヤ否ヤヲ御聽シタイノデアリマス

○金森國務大臣 是ハ言フマデモナク改正憲法デアツテ、議會ノ議ニ供セラレルニ付キマシテモ、帝國憲法改正案トシテ議ニ付セラレテ居ルノデアリマシテ、改正デアルトコトノ趣旨ハ極メテ明瞭ト思ツテ居リマス、更に憲法ノ改正ヲ公布セラレマスル手續ニ於キマシテモ、其ノ上諭ノ勅語ニ於テ其ノ趣旨自ラ明カニナルト考ヘテ居リマス、ソレデアリマスカラ、此ノ憲法ノ中ニ於テソレヲ書キ加フル必要ガナイヤウニ思フ訳デアリマス

○原(健)委員 ソレカラモウ二ツ御尋ネ致シタイノデアリマスガ、金森國務大臣ノ御答弁ニ依リマス、此ノ日本語ノ憲法草案ガ出来テ、ソレカラ英文ニ訳シタト云フ御言葉デアリマシタ、併シ憲法ノ英文ノ方ヲ拝見致シマスルト、非常ニ文章ハ流暢デアルシ、雄渾ナモノデアルシ、立派ナモノデアリマスガ、遺憾ナガラ此ノ憲法草案ヲ見マスルト、ソレトハ殆ド正反對デアリマス、文章ハ日本文ニナツテ居ナイシ、翻訳口調ニナツテ居リ折角ノ其ノ根本趣旨モ十分ニ表明サレテ居ナイト云フコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、勿論此ノ草案カラ英文ノ方ニ訳シタデアルト申サスルガ、両方比較致シテ見マスルト、憲法草案ニナイヤウナ言葉ガ英文ノ中ニ度々現ハレテ、居ルノデアリマス、サウ云フ点カラ申シマシテモ、ドウモ遺憾ナ点ガ沢山アリマス、殊ニ私ハ此ノ英文カラ草案ヲ訳シタハ申シマセヌガ、草案ヲ作ル時ニ、極メテ慎重ニ御作リニナツタト云フ点ノ非常ニ敬意ヲ表シ、ソレニ對シテハ賛意ヲ表スモノデアリマス、併シナガラ私ノ感ズル所ニ於テハ、此ノ前文ニ於キマシテモ、明力ニ英文トハ違フタ文章ニナツテ居ル点ヲ発見スルノデアリマス、若シ平タイ言葉デ言ヒマスナラバ、英文カラ訳シタナラバ明力ニ誤訳デアル所ガアリマス、ソレヲ二ツ御考ヘ願ヒタイデアリマス、若シ誤訳デアリマシマスレバ、私ハ英文ノ方ガ確カニ正シト思ヒマスカラ、英文ノヤウナ趣旨ニ此ノ憲法ノ言葉ヲ御直シ戴クベキモノカ、ソレハ草案ノ第一項ノ六行目ノ下ノ方ニ「この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。」斯ウナツテ居リマス、併シ英文ニ依リマス、此ノ原理ニ反スル一切ノ憲法、法律法令及ビ詔勅ヲ廢止スル、ト云フ風ニ訳サナケレバナラヌト思フノデアリマス、此ノ草案ニ依ルト「この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。」ト云フコトニナツテ居リマスガ、憲法ソレ自身ガ斯ウ云フ違反シタ場合ニソレヲ廢止スルトカドウトカ云フコトニハナツテ居ナイノデアリマス、併シ英文ニ依リマス、憲法自身モ此ノ原理即チ民主主義ノ原理ニ反スル場合ニハ廢止スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、寧ろ意味ガ非常ニ違ツテ来テ居リマス是カラ「ファッショ」ノ政權トカ色々勢力モ出ナイトハ保証出来ナイノデアリマス、サウ云フモノヲ防グ意味ニ於キマシテモ、寧ろ英文ノヤウニ、此ノ憲法自身モ此ノ原理ニ反スル場合ニハ廢止サレルト云フコトヲココニ規定シテ置イタガハツキリスルト思フノデ、英文ノ方ニ賛意ヲ表スモノデアリマスガ、金森國務大臣ハドウ云フ風ニ御考ヘデアルカ、之ヲ御略シタイノデアリマス

○金森國務大臣 今御指摘ニナリマシテモ、私ハ余リ英語ガ出来マセヌノデ即答ニ困リマスガ、大體御趣旨ヲ伺ツテ居リマシテモ、憲法ニ反スルト云フコトハ、憲法ノ文字ニ反スルト云フコト、憲法ノ文字ノ裏ニナツテ居ル実體原理ニ反スルトコトノ双方ヲ含ンデ居リマスガ故ニ、結果ニ於

デハ違ハナイノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ思ツテ居リマス、英文ノ方ヲモウ少シ御教ヘ願ヒマシタラ、或ハ又考ヘテ御答ヘ出来ルカト思ヒマス

○**原（健）委員** 英文ノ方ニハ、終ヒノ方ハ、此ノ原理ニ反スル憲法法律、法令及ビ詔勅ヲ廃止スル、斯ウ云フ風ニナツテ居ルノデアリマス、原理ガ主体ニナツテ居ル訳デス、サウシテ憲法デモ、法律デモ、法令デモ、詔勅デモ、之ニ違反シテ一切ノモノヲ廃止スル、斯ウナツテ居ル、ソレガ此ノ憲法草案ニ依リマス、其ノ原理ニ反スルト云フコトヲ願ハズシテ、「この憲法に反する」斯ウ云フ風ニ範圍ヲ狭メテアル訳デアリマス、ソレガドウモ甚ダ解セナイト云フ訳デアリマス

○**金森國務大臣** 今何ツタ所ヲ総合シテ見マシテモ、ドウモ是デ支障ナイヤウニ思ヒマスケレドモ、モウ一遍恐縮デスケレドモ御考ヘ直シ願ヘマセヌデセウカ

○**原（健）委員** イヤ、ソレデ分リマシタ―ソレカラ其ノ外ニモアルノデアリマスガ、此ノ前文ノ一番終ヒノ方ニ於テモ、英文ニ於テハ非常ニ強調シテ居ルモノガアルガ、此ノ草案ニ依リテ強調シテ居ナイ、例ヘバ一番終ヒニ「日本國民は國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。」トアリマスガ、「全力をあげて」ト云フ所ハ英文デハモット非常ニ強い意味ヲ表ハシデアリマス、ソレヲ「全力をあげて」ト非常ニ簡單ニシテアル、英文ニ依ルト「デターミンド・ウィル・エンド・フル・リソーセス」ト云フ、此ノ意味ハ日本語ニ訳シマス、断乎タル決意ト目ツルユル手段ヲ尽シテ此ノ高遠ナル主義ト目的ヲ達成スルコトヲ誓フト云フヤウナ、非常ニ絶大ナル國民ノ決意ト凡ソル手段ヲ尽シテ、ト云フヤウニナツテ居ルノデアリマスガ、唯「全力をあげて」ト云フハ非常ニ意味ノ徹底ヲ欠イテ居リマスノデ、斯ウ云フ英文デ強調シテアル所ハ、草案ニ於テモモット強調サレバドウカト思フノデスガ、如何デセウカ

○**金森國務大臣** ドウモ英語ヲ訳シマシタ人ガ、ドウ云フ考ヘヲ以テ此ノ日本語ノ「全力」ト云フ言葉ヲ左様ニ扱ツタカハ実ハ存ジマセヌ、併シ一体日本語ハ質朴ナ言葉ヲ以テ含蓄アル意味ヲ表ハスモノデアリマスカラ、全カト云ヘバカノ総デアリマシテカノ中ニ精神モ籠レバ、外ノカモ電ツテ居ルコトハ当然デアラウト思フノデアリマス（拍手）

○**原（健）委員** 是デ質疑ハ終シマス

○**芦田委員長** 野坂參三君

○**野坂委員** 一ツ委員長ニ伺ヒマスケレドモ、自分ノ意見トカ或ハ修正意見ナド、今述ベテ宜イモノデセウカ

○**芦田委員長** 出来レバ討論ノ時ニ修正意見ヲ御出シテ願ヒマス

○**野坂委員** 前文ノ第二行目ノ一番下ノ所ニ「政府の行爲によつて」ト斯ウアリマス、之ニ付テハ今日ノ討論ノ一番最初ニモ質問ガアリマシタガ、此ノ政府ノ行爲、之ニ依ツテ再ビ戦争ノ惨禍ガ起ル、是ハ明カニ国際戦争ノコトヲ言ツテ居ルノデ、政府ノ行爲ニ依ラナイ戦争ト云フモノハナイ筈デス、此ノ政府ノ行爲ト云フモノガ余リ大キナ意味ガナイヤウニ思フノデスガ、之ニ代ヘテ寧ろ戦争ノ性質ヲココニハツキリ表ハスヤウナ言葉ヲ入レルベキガ当然デハナイカ、モウ少シ具体的ニ言ヘバ「政府の行爲によつて」此ノ代リニ、例ヘバ「本議会で総理大臣モ言ハレタト思ヒマスガ、征服的ナ、他國征服ノ意圖ヲ持ツタカ、或ハ侵略的意圖ヲ持ツタ、斯ウ云フ戦争ノ惨禍ヲ発生シナイ云々ト言ツタ方ガ正確デハナイカト思ヒマス、之ニ付テ御伺ヒ致シマス

○**金森國務大臣** 御説ノヤウニ、左様ナ言葉ヲ使ツテ言表ハスコトモ、一ツノ行キ方デアラウト思ヒマス、併シナガラ曾テ総理大臣ガ申シマシタヤウニ、日本ガ大勇氣ヲ奮ツテ斯ウ云フ風ニ比較的簡明ナル言葉ヲ用ヒマシテ、理論的ニハ自衛戦争ハ正シイニシテモ、総テノ戦争ガ自衛戦争ノ名ヲ藉リテ然ラザル戦争ニ赴クト云フコトノ旁ヒヲ、憲法ノ中ニ残シテ置クヤウナ言葉ヲ避ケル方ガ宜イト云フ考ヘモ成立スル訳デアリマス、此ノ憲法ハ其ノヤウナ考ヘニ依リマシテ、特ニ區別セズ讓リバ捨身ニナツテ世界ノ平和ヲ叫ブト云フ態度ヲ執ツタ次第デアリマス

○**野坂委員** サウスレバ此ノ問題ハモウ前カラノ問題デアリマスカラ、是レ以上私ハ質問シマセヌ、私ノ意見デハ是ガ一番正シイト思ツテ居ルダケデアリマス

其ノ次ノ三行目ニ「國民ノ總意が至高なもの」ト斯ウアリマス、之ニ付テハ此処デモ何度モ討論ガアリマシタカラ、此処デ是レ以上申シマセヌ、我々ノ方トシテハ、ココデ主權ト云フ言葉ヲ使ツタ方ガ宜イヤウニ思フソノ方ガハツキリスル、此ノ立場カラ言ツテ居ルダカラ、此ノ問題ハ是レ以上触レセヌガ、ココデ唯私ハ至高ト云フ言葉ノ問題、之ヲ実ハ或ル国民学校ヲ卒業シタ者ニ聽イテ見タ、至高ト云フ言葉、是ハ八分カト言ツタラ能ク分ラナイ、最高ト言ツタラドウカ、最高ナラ分ルト云フ、ダカラ斯ウ云フ風ナ言葉ヲ分リニクセズ、普通ノ国民学校ノ生徒ガ見テモ直グ分ルヤウニスルニハ至高トカ云フ言葉ヲ使ハズニ、最高ト単純化シタ方ガ宜クハナイカ此ノ点ハドウデセウカ、

○**金森國務大臣** 御尋ネノ点、至高ト云フ言葉ガ国民学校ノ生徒ニ分ラナイト云フコトハ、多分本當ノ実情ダラウト思ヒマス、併シ大体至ト云フノハ至高トカ、至極トカ云フ風ニ使ハレテ居ル言葉デアリマシテ、結び付ケレバ分ラヌコトモナイノデアリマス、主權ト云フ言葉ガ何トシテモ相當ノ教育アル者ニモ、恐ラクハ私共ト同ジヤウニ大学デ法律ヲヤツテ無事ニ卒業シタ者ニモ能ク分ラナイト云フノニ比ベマシテ、余程分リ易イト思ツテ居リマス、ト云フノト、モウ一ツヤハリ此処ノ所ハ能ク指摘サレマスヤウニ特別ニ意味ノ深い字デアリマシテ、何ト言ヒマスカ普通ニ使ハナイ言葉ヲ用ヒル方ガ是ハ變ナ言葉ダナト云フ氣持カラシテ、本當ニ拙下ゲテ、是コソ特殊ナモノデアル、英語デ言ヘバ「ソヴァレンティ」ニ当ルモノダト云ウ氣持、結局斯ウ云フ所ニモ想ヒヲ潜メタ次第デアリマス

○**野坂委員** 今ノ御言葉カラ察スルトコニアル憲法草案、是ハ總マデ我々ノ些細ナル修正デモ受レナイト云フ風ナ意圖ガアリハシナイカト想像出来ルノデスガ、ドウデセウカ、若シサウナラ我々此処デ発言スル必要ガナイト思フ

○**金森國務大臣** 固ヨリ議會ノ修正ニ對シテ尊敬ヲ払フコトハ當然ノコトデアリマスカラ、決シテサウ云フ修正ニ応ジナイト云フコトハ申シマセヌ、ソレハ実質的ノ問題ニナルト考ヘマス

○**野坂委員** サウナレバ、例ヘバ「小サイ問題」ノヤウデスケレドモ、普通ノ人ニ分ルヤウナ最高ト、少シ分ラナイヤウナ至高ト、ドツチガ宜イカト言ヘバ、常識的ニハ最高ノ方ガ宜イト思フノデス、斯ウ云フ点ヲ若シ憲法ニ修正ヲ入レテ少シデモ宜クスルト云フヤウナ意圖ガ政府ニアルナラバ、我々ノ斯ウシタ言モ率直ニ聴カレタラドウカト思フノデアリマス、是ハ第二ノ問題、第三ノ問題ハ第四行目ニアリマス、最後ノ所ニ「國民ノ崇高な信託」是モ今日此処ノ質問デ最初ニ先ツ問題ニナツタガ、信託ト云フ言葉ハ、モウ少シ外ノ言葉デ分リ易クヤラレル必要ハナイカ信託ト云フ言葉ハ御存ジノヤウニ「トラスト」ト云フ所カラ來テ居ルノデ、是ハ英米法系ノ言葉デ、英米法系ノ人ハ能ク分ルト思フガ日本ノ今マデノ法律、大陸法系ノ方デハ、斯ウ云フコトハ余リ使ツテ居ナイ、ダカラ我々ニハ信託ト云フ言葉ハ突然出テ來タノデ、今之ヲドウ云フヤウニ變更シタラ宜イコトヲ考ヘテ居ナイカ知ラヌガ、斯ウ云フ言葉モ政府ノ方デ考慮サレテ、モット分リ易クサレタラドウカ、斯ウ云フ考ヘデアリマス

○**金森國務大臣** 字句ガヨリ良クナルト云フコトニ付キマシテハ、私共何ノ反對スベキ理由ハアリマセヌ、唯問題ハ、憲法ハ諸般ノ事情カラ成ベク早く作ルノ合理的ノ進行ト編ミ合ハシテ、適當ナ程度ニ止メラレタイ、斯ウ云フ意見ヲ持ツテ居リマス

○**野坂委員** 今ノ御言葉ヲ若シ極端ニ取レバ、拙速主義デ何デモ早く作レト云フヤウニ聽エルガ、是ハ我々憲法ノ精神ニ全然反スルコトダト思フ、我々多少時日ヲ要シテモ、兎モ角モ良イ、立派ナ、子孫ガ見テモ成程良イ憲法ダ、言葉デモ成程立派ダト云フヤウニ作ルベキダト思フ

其ノ次ニ私、第一頁ノ最後カラ二行目ノ所ニ「平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。」此ノ「委ねよう」是ハ前ニモ質問ガアリマシタガ、此ノ委ネルト云フコトハ、我等ノ安全ト生存ヲ拳ゲテ諸國民、詰リ外國ノ公正ト信義ニ委ネヨウ、斯ウ云フコトニナツテ居ル、此ノ点ヲモウ少シ説明シテ戴キタイ、此ノ委ネヨウト云フコトハ、結局我等ノ安全ト生存ヲ諸國民ノ公正ト信義ニ委ネヨウ、諸國民ニ委ネヨウト云フノカ、此ノ点モウ少シハツキリ……

○**金森國務大臣** 平和ヲ念願スルト云フ前文カラ出發致シマシテ、我々ハ軍隊ヲ持タナイト云フコトヲ憲法ノ中ニ規定スル、スレバ如何ニシテ我等ノ安全ト生存ヲ保持スベキカト云フコトガ起ルガ、我等ノ安全ト生存ト云フモノハ、必ズシモ武器デナケレバ保全出来ヌト云フ訳デハナイノデアリマス、武器ナキ世界平和ノ実現ト云フコトガ望マシキコトデアリマス、此ノ憲法全体ノ中ニ含マレテ居ル趣意ガソレデアル訳デアリマス、兎ニ角武器ノ必要ナ場合モアリマセウ、而シテソノ等ヲ総合シテ考ヘ見マシテ、ドウシテ安全ト生存ヲ維持スルカト言ヘバ、我々ハ世界ノ中ノ一員デアリマスガ故ニ世界ノ平和愛好諸國民ニ信頼スルト云フコトハ當然出テ來ルノデアリマス、是レ以外テ法ハナイト云フ氣ガスル訳デアリマス、併シナガラ是ハ決シテ屈從ヲ意味スルモノデハナイノデアリマス、世界ガ本當ノ平和ヲ保ツテ行クナラバ結局自分ノ國ダケデ解決スルノデハナクテ、世界諸國民ノ公正ト信義ニ委セルト云フコトハ、國際協調ト言ヒマスガ、國際的ナ人間ノ統一ト云フコトヲ念頭ニ致シマスル時ニ、自然ノコトデアラウト思フ訳デアリマス

○**野坂委員** 私ハ今ノ此ノ言葉ハ外ノ表現ニ変ヘルノガ適當デナイカト思ヒマス、是デ見ルト、我々ノ生存ト安全ト云フモノハ兎モ角モ外國ニ頼ンデ置ク、我々ガ之ヲドウスルト云フヤウナ積極性ガ出テ居ナイト思フノデス、ダカラ此ノ点ハ私變ヘラレルコトヲ要求シマス

○**金森國務大臣** 是ハ諸國民ト云フ言葉ヲ外國ト云フ風ニ御取リニナリマシタケレドモ、ソコマデ此ノ言葉ノ文字ハ、ハツキリハ指シテ居リマセヌト云フコトハ、一ツ御留意ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○**野坂委員** 是ハ「世界の諸國民」トアリマスカラ、日本モ入ルデアリマセウガ併シ是ハ主トシテ外國ヲ指シテ居ルト思フノデス、「世界ノ諸國民」デアリマスカラ……今言ツタヤウニ、此処ハ日本ノ我々ノモット積極的ナ努力ヲ表ハスベキデ、私個人ノ意見トシテハ、此処ノ文章ヲ―最後カラ三行目ニ始マル「日本國民は、常に平和を念願し、」云々、此ノ一行、二行目ハ大体ニ於テ其ノ次ニ來ル三行、或ハ次ノ頁ニ來ルモノト重複シテ居ルト思ヒマス、平和ノ問題、平和維持ノ問題、國際關係、斯ウナツテ居ルト思ヒマス、社会党ノ案デモ、社会党ノ御意見デモ、此ノ前文ヲ出来ルダケ簡潔ニスルト云フ風ナ意見ガ出テ居リマス、私ハ非常ニソレニ賛成シマス、外カラモ文章ヲモット簡潔ニスルト云フ意味デ、此ノ「日本國民は、」云々カラ始マツテ一行、二行ハ大体私ハ廢メテ宜イノチヤナイカト思ヒマスソレヲ最後ノ行ニ來テ「平和を維持し、専制と隷從」之ニ來テ差支ナイチヤナイカ、其ノ前ノ二行ハナクテ宜イノチヤナイカ、斯ウ云フ風ニ思ヒマス之ヨリ御考慮願ヒタイト思ヒマス、ソレ

カラ質問トシテハ、一番最後ノ行ニ「平和を維持し、専制と隷従と壓迫と偏狭を」斯ウアリマス、ココデ「専制と隷従」是ハ対立スルト云フコトハ能ク分リマスガ、「壓迫」トアリマス、専制ト圧迫トアルガ専制ト圧迫トドウシテココニ区別ガアルノカ之ヲ聴キタイト思ヒマス

○**金森国務大臣** ドウモ言葉ノ文字ヲ一ツツ分解シテ論議致シマス、甚ダ困難ナコトニナリマシテ、大体此ノ文字ニ依ツテ御理解ヲ願ヒタイト思ヒマスルガ、専制ト圧迫ト云フノハ、普通ノ字引ヲ引ク位ノ程度ノ意味ノ上デモ区別ガアルノデハゴザイマセヌカ

○**野坂委員** チヨット字引ガアリマセヌカラ……（笑声）私ノ言ヒタイノハ、斯ウシタ専制ト圧迫ハ大体同ジヤウナモノダト思フノデスダカラ是ヨリモ寧ろ違ツタ内容ヲ持ツモノノ専制ト隷従ナラ、是ハ一國国内ニ於ケル専制ト隷従ト云フコトニナル、其ノ次ノ圧迫ト云フノハ、寧ろ対外的ニ考ヘレバ斯ウ云フ内容ヲ持タスガ宜クハナイカ、ココヲ征服トカ、斯ウ云フ言葉ノ方ガ寧ろ宜クハナイカ、斯ウ云フ意見ナンデス、サウデナケレバ、専制ト圧迫ノ二ツ同ジ意味ガアレバ、一ツニシタガ宜クハナイカ、是ハ私ノ意見トシテ申上ゲマス

ソレカラ第二頁ニナツテ三行目ノ一番最後ニ「政治道德の法則」トアリマス、此ノ「政治道德の法則」ト云フノニ付テ一寸御説明願ヒタイノデス

○**金森国務大臣** 斯様ナ前文ノ中ニ現ハレテ居リマスル言葉ハ、広い意味ヲ握ンデ居ル訳デアリマシテ、一々分析シテ申上ゲルコトハ困難デアル訳デアリマス、兎ニ角国際間ニハ普遍的ナル政治道德ガアルト云フコトヲ前提ニ致シマシテ、何ガ普遍的ナル政治道德デアルカト云フコトハ時代ノ進歩変遷ニ従ヒマシテ、自ラ明瞭ニナツテ来ルコトト思フノデアリマス、例ヘバ濠洲ニ戦ヲ構ヘナイト云フヤウナコトハ、明白ナ政治道德ノ法則デアリマスルシ、マア例ヲ挙ゲテモ遅シノナイコトデアリマシテ悉クハ網羅ニ申上ゲラレマセヌガ、心持ダケハソレデ御分リニナツタト思ヒマス

○**野坂委員** 之ニコダハレヤウデスケレドモ、此ノ政治道德ト云フノハ、其ノ前ニ直グ来テ「自國のこのみに専念して他國を無視してはならぬ」トアリマスガ、是ガ政治道德ニナツテ居ルノデスカ、或ハ別ノ内容ノモノデスカ

○**金森国務大臣** 前後脈絡ハ繋ガツテ居リマスルケレドモ、同ジコトヲ繰返シテ居ル訳デハゴザイマセヌ、別ノ觀念ニナツテ居マス

○**野坂委員** デハ私ノ質問ハ是ダケニシテ置キマス、唯一言申上ゲタイコトハ、今金森国務相ハ多少此ノ字句ノ問題ヲ何ダカ輕視サレテ居ルヤウナ印象ヲ受ケルノデスガ、之ヲ草案サレル場合ニ於テハ恐らく一字一句モ忽セニサレナカツタデアラウシ、又サレルベキ性質ノモノデハナイト思フノデス、憲法トアレバ……ダカラ斯ウ云フ点ニ付テハモウ少シ注意サレテ、一ツツノ文字ニ付テモ自信ヲ持ツテ確答ガ出来ルヤウニ私ハ願ヒタイト思ヒマス

○**声田委員長** 是ニテ前文ノ質疑ヲ終リマシタ、明日八午前十時ヨリ開会致シマシテ、第一条ヨリノ質疑ニ入りマス、本日ハ是ニテ散会致シマス
午後四時十七分散会

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

案内図

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

衆憲資第 32 号

日本国憲法前文に関する基礎的資料

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
(平成 15 年 7 月 3 日の参考資料)

平成 15 年 7 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 15 年 7 月 3 日（木）の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において、「日本国憲法前文」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、①上記の調査テーマに関する諸事項のうち問題関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、②主として憲法的視点からこれに関する主要学説等を整理したつもりですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

【目 次】

I. 日本国憲法の前文について	1
1. 前文の意義、構造及び解釈	1
(1) 前文の意義	1
(2) 前文の構造及び解釈	2
2. 前文の法的性質と効力	7
(1) 前文の法的性格	7
(2) 前文の裁判規範性	8
(附) 前文を有する現行法律の一覧	10
II. 日本国憲法前文の起草過程	17
1. GHQ 作成の当初案	17
2. 原案についての GHQ 内部における検討	19
3. 日本側に提示された GHQ 草案	20
4. 憲法草案の確定作業	21
(1) GHQ との意見交換	21
(2) 「三月二日案」から「憲法改正草案要綱」の作成まで	22
(3) 憲法の平仮名・口語体化の作業（「四月一三日草案」の作成）	23
(4) 枢密院における審議	25
(5) 東京帝国大学憲法研究委員会の報告書	25
(6) 帝国議会への憲法改正案の提出	26
(7) 帝国議会における質疑応答	28
(8) 帝国議会における修正（日本国憲法の成立）	32
III. 日本国憲法前文について憲法調査会で表明された意見	37
1. 出席委員からの発言	40
2. 参考人等からの発言	54
IV. 日本国憲法前文の新訳等	60
V. 世界各国の憲法の前文	65

I. 日本国憲法の前文について

1. 前文の意義、構造及び解釈

…こんどの憲法は、第一条から第百三条まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするとときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

文部省『あたらしい憲法のはなし』(S22.8.2) 4・5 ページ

(1) 前文の意義

…日本国憲法の基本原理は、国民主権主義、基本的人権尊重主義、平和主義であると言われる。それは通常、憲法の三大原理とも称される…。

このような憲法の基本原理と言われるものは、憲法制定者の意思(制憲意思)という形で特別に表明される場合が少なくない。明治憲法の場合は、憲法の本文の前に付加されている告文(皇祖皇宗に対して天皇が憲法制定の事実を報告した文書)と勅語(国民に対して天皇が憲法制定の目的と精神を明らかにした文書)につぐ上諭に、基本原理が述べられている…。

明治憲法の上諭に当たる文書は、日本国憲法の場合は、前文である(したがって前文の前に置かれている上諭は文字どおり公布文であり、明治憲法の上諭とは性質が異なる)。

前文を有する憲法は少なくないが、その内容は国によって大きく異なる。①憲法制定の由来、②その趣旨・目的を謳うものもあれば、さらに③憲法の基本原則や理想を宣言するものもある。形式も、短いもの長文のもの、まちまちである。法的性質も一律には論じられない。

日本国憲法前文は、③の類型の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理の明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する。

(芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992年 199-202 ページ)

(2) 前文の構造及び解釈

日本国憲法の前文は、大きく 4 段に分けられている。各段の要旨及び文言等の解釈は、以下のとおりである。

前文各段の要旨は、芦部信喜監修・野中俊彦ほか編『注釈憲法(1)』(有斐閣・2000 年 76-77 ページ)に、また、前文の文言等の解釈は、佐藤功著『憲法(上) 〔新版〕』(有斐閣・1983 年 14-32 ページ)によった。

【日本国憲法前文の構造】

日本国憲法前文	各段の要旨
日本国民⁽¹⁾は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し⁽²⁾、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し⁽³⁾、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し⁽⁴⁾、ここに主権が国民に存する⁽⁵⁾ことを宣言し、この憲法を確定⁽⁶⁾する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託⁽⁷⁾によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する⁽⁸⁾。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである⁽⁹⁾。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する⁽¹⁰⁾。	第 1 段では、日本国憲法成立の事実と方法を宣言し、また憲法の目的や基本原理を概括的に示す。すなわち憲法は民定憲法であり、平和の達成と自由の確保を目的に、民主主義をその基本原理として、これに反する憲法や法令などを許さないとする。
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した⁽¹¹⁾。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ⁽¹²⁾。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利⁽¹³⁾を有することを確認する。	第 2 段は前段の平和達成の趣旨を展開し、戦争の放棄と軍備の撤廃をなすに至った理由ならびにその結果として予想される事態に対する考えを明らかにする。恒久の平和を願い、日本国民の安全と生存を、平和を愛する諸国民の公正と信義に委ねるとする。
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない⁽¹⁴⁾のであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し⁽¹⁵⁾、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。	第 3 段では国際協調主義が謳われる。いづれの国も自国のことのみに専念せず、他国と対等の関係で協調していくことの必要性をいう。
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ⁽¹⁶⁾。	そして最後の第 4 段ではこれらの崇高な理想と目的の実現に向かつての決意と誓いを宣言する。

〔1〕前文にいう「日本国民」とは？

「日本国民」とは「日本人」の全体を指すのではなく、天皇を除いた日本「国民」を指す。この第一段前半において「日本国民は……この憲法を確定する」とされ、この憲法の制定権者が「日本国民」であるとされているのであるが、この憲法は、…ポツダム宣言受諾により憲法制定権者となった「日本国民」によって制定されたものであり、この場合の「日本国民」は天皇を除いたものである。

〔2〕「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とはどういう意味か？

この文句は、日本国民が正当に選挙した代表者より成る議会を通じてこの憲法を制定するのであるということ、すなわち、この憲法の制定権者が日本国民であることを宣言したものであり、この憲法によって日本国民が国会を通じて行動すること、すなわち、この憲法が直接民主制ではなく間接民主制ないし議会主義を採用するということの意味するものではない。文字の上からいえば、「行動」することを「決意し…」と読むべきではなく、「行動し」は「この憲法を確定する」にかかる（事務局註：前文の第一段前半の文章構造は、「日本国民は、…行動し、…確保し、…決意し、…宣言し、この憲法を確定する」というのであって、すべて「確定する」に掛かる。）。すなわち、この文句は冒頭の「日本国民」を形容することばである（「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」したところの「日本国民」が「この憲法を確定」したということ述べているのである）。したがって、ここに「国会」とあるが、それは事実としてはこの憲法を議決した「帝国議会」を意味する。ただし、この憲法を議決した帝国議会（第九〇回帝国議会）においては、衆議院は公選であり、また憲法審議のために特に行われた総選挙によって成立した衆議院であったから「正当に選挙された」ものといえたが、貴族院は公選ではなかったのであるから、その点では厳密にはこの帝国議会は「正当に選挙された」ものとはいえない。すなわち、歴史的事実を述べたものとして見る場合には、この帝国議会において貴族院は衆議院の意思に反して行動することはなかったのであるから…、この帝国議会において国民の意思が妨げられることはなかったと解することによって、この制定手続を「正当に選挙された国会における代表者を通じ」たものとみなすほかはないであろう。

〔3〕「われら」「諸国民との協和による成果」「自由のもたらす恵沢」の意味は？

「われら」とはこの前文冒頭の「日本国民」を指す。すなわち、冒頭には「日本国民」とあるが、それは「われら日本国民」と書かれるべきであり（英文ではそのように We, the Japanese people と書かれている）、その場合には「われら」が「日本国民」を指すことが明らかである。

「諸国民との協和による成果」とは、平和主義（諸国民との平和的協力）をとることによる成果を、「自由のもたらす恵沢」とは、自由主義・民主主義のもたらす幸福を意味する。

〔4〕「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とは何を示すのか？

ここに第二次大戦の敗戦に対する反省と再び戦争をくり返すまいとする決意が示されているのであるが、同時に、戦争および「戦争の惨禍」が「政府の行為によって」起こるものであり、第二次大戦におけるわが国の場合もそうであったという考え方が

示されている。そこに、戦争の惨禍を再び繰り返さないためには国民が政府を統制し、政府を真に国民の政府たらしめることが必要であるとされ、次に述べられている「主権が国民に存することを宣言し」との文句に続くのである。

〔5〕「主権」の意味は、また、「主権が国民に存する」とは何を意味するのか？

一般に「主権」ということばは、(1) 土地・人民を管轄する国家の権力すなわち領土権…、(2) 国家の意思、(3) 右の国家の意思の属性としての外に対する最高性・独立性…、(4)(2)の国家の意思が形成される場合にそれを最終的に決定する最高の権力、という四つの意味に用いられる。主権が国民にある、すなわち「国民主権」・「主権在民」という場合の「主権」は、右の第四の意味であり、この場合に国家を政治体として見れば、それは最高の政治権力のことでありと云うてよい。国家のあらゆる行為はこの最高の政治権力にその根拠あるいは源泉を有する。

旧憲法においてはこの意味の主権は天皇にあった…。ここに「主権が国民に存することを宣言し」とは、主権が天皇から国民に移ったことを意味する。

〔6〕「この憲法を確定する」とは？

「確定」は「制定」と同じ。天皇がこの憲法を「制定」したものであり、国民がそれを国家の基本準則として「確定」したものであるとか、あるいは国民が「確定」したものを天皇が裁可して「制定」したものであるというように、「確定」と「制定」とを異なるものであると解することは正当ではない。

〔7〕「国政は、国民の厳粛な信託による」とは？

この「信託」の文字を、直ちにそこに英米法における「信託」の法理が用いられていると解することはできないであろう。しかし、この「信託」の概念を、信託された者（受託者）は信託した者（委託者）の意思に反しないようにその信託された財産や業務を管理しなければならないという拘束を受ける程度に理解するならば、この「国政は国民の信託によるもの」という文字は、国政はほんらい国民のものであり、国政の権力を行使する者のものではなく、それらの者はその権力を国民から信託されたものであり、したがって国民からの信託に背かないようにその権力を行使する責任を負うという趣旨を適切に表現しているといえよう。

〔8〕「国政は、…その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」が示す原理とは？

リンカーンのゲッティスバーグにおける演説（一八六三年）の「人民の、人民による、人民のための政治」という文句と符合する。すなわち国政の「権威は国民に由来し」は「人民の政治」を、「その権力は国民の代表者がこれを行使し」は「人民による政治」を、「その福利は国民がこれを享受する」は「人民のための政治」に、それぞれ対応する。それらは要するに国民主権および民主主義の原理を示す。

〔9〕「これは人類普遍の原理であり」とは、また、何を「原理」とするのか？

「人類普遍の原理」とは、全世界の人類に共通に妥当する普遍的な原理をいう。この憲法がこのような人類普遍の原理に基づくとしているのは、日本のみに妥当する日本固有の原理を排斥するものであることを意味する。そして、その日本固有の原理とは旧憲法の基礎原理とされていた「国体」の原理を指す…。

なお、ここには、「これは」とあり、「これ」とは前に述べられている国民主権およ

び民主主義の原理のみを指すもののようであるが、第二段に平和の維持が国際社会の努力しているところである旨が述べられていることからいって、平和主義をも「人類普遍の原理」であるとしているものと解される。すなわち、この憲法の基礎原理たる「人類普遍の原理」は国民主権および民主主義の原理のみではなく、平和主義もそれに含まれる。

[10] 「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とは？

ここに「憲法」とは過去の憲法、すなわち旧憲法を指すだけでなく、将来の憲法をも指す。すなわち、将来においてもこの原理に反する憲法改正を認めないということをもここに示されている。

またここに「これに」とあるのは「人類普遍の原理」を受けて、国民主権および民主主義の原理のみを指すようであり、したがって、平和主義は含まれず、平和主義に反する憲法改正は認められるとも解されるようでもある。しかし、平和主義はこの憲法制定を行わしめた決意であり、また憲法改正の限界の問題は、別に広く根本的な観点から、すなわち、ある憲法の基礎に存する原理（その憲法が拠って以て成立しているところの原理）そのものを否定することをその「改正」によってなしうるかという問題として考えるべきであって単に「これに」の文字のみから論ずべきではない。

「法令及び詔勅」も旧憲法下の法令および詔勅と日本国憲法下における将来の法令および詔勅の両者を指す。この両者のうち後者の法令および詔勅については、九八条一項がこの憲法の条項に反する法律・命令・詔勅が効力を有しない旨を定めているので、前文のこの部分は九八条一項と重複することとなる。

[11] 第2段冒頭の一文が意味するものは？

この一句は九条の戦争放棄（その下における日本の安全保障の方式）の基本的立場を示した部分である。

「人間相互の関係を支配する崇高な理想」とはいかなる理想を指すかは必ずしも明らかではないが、この文句の由来から見て、それはこの憲法成立の当時まさに出発しつつあった国際連合の掲げる理想を指すと解される…。

ここに宣言されている決意が九条の戦争放棄の規定として具体化されている。すなわち、この「決意」とは、日本国民が敗戦・ポツダム宣言の受諾によって受動的にやむをえず戦争を放棄し軍備を保持しないことに決したのではなく、恒久平和を願ひ人類の崇高な理想を自覚することによって、みずから進んで積極的になした決意であることを示す。九条冒頭の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の文句がこれに対応する。そしてこのような決意に基づいて、日本国民は自国の安全と生存を、かつての日本がそうであったように、また他の国家がそうであるように、最後的には武力と戦争とによって維持しようとするのではなく、ひとえに平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼することによって維持しようとする決意したとするものである。そこに九条の戦争の放棄と戦力の不保持の原則が現われるのである。

この文句を以上のように解すべきであるとするならば、この文句から、自衛のためであれば戦争を認め、また自衛のためであれば戦力の保持を認めるというのがごとき考え方を導き出すことは許されない。すなわち、諸国のうちに、平和を愛せずその公正と信義に信頼しえない一国または国家群が存在し、わが国がその侵略に脅かされてい

るとし、その侵略に対処しわが国を防衛するために、平和を愛する一国または国家群の信義と公正に信頼し、その一国または国家群の武力に依存するより他はないとし、その一国または国家群と軍事同盟的な関係に立つこともできる、というような解釈はとうてい認められない。

〔12〕「名誉ある地位を占めたい」とは、どのような立場をとることか？

ここに「名誉ある地位を占めたい」とは、現在、世界各国が平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を除去する、自由で民主的な国際社会の実現に努力しつつあるとし、その国際社会において名誉ある地位を占めたいとの意思を示している。すなわちそれは世界各国とともに、また世界各国にさきがけて平和主義に徹底することをもって「名誉ある地位」と見るのである。したがって、この「名誉ある地位」という文字のあることを理由として、この憲法の定める平和主義は平和を破壊し侵略を企てるおそれある国家に対しては敢然として武器をとることを辞さないという積極的平和主義であるとし、この立場から、自衛のための戦争、自衛のための軍備を是認しようとするがごとき解釈は認められない。

〔13〕「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」とは、どのような権利か？

「恐怖と欠乏から免かれ」の文句、すなわち「恐怖からの自由」・「欠乏からの自由」という文句は、周知のようにルーズヴェルト大統領の「四つの自由」（一九四一年一月六日）に見られるが（他の二つの自由は「言論・表現の自由」と「信仰の自由」である）、前文のこの部分は直接には大西洋憲章（一九四一年八月一四日）の第六項「…すべての国のすべての人々が恐怖と欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障する平和が確立されることを希望する」の文句から来たものと解される。

前文のこの文句は、右の由来から見て、そのような平和の確立を謳ったものであり、その意味で第一段前半および第二段の第一句・第二句とともに平和主義の宣言である。ただ、ここにすべての国民が「平和のうちに生存する権利」を有するという表現になっていることは、平和の確立を「国家」の任務すなわち「国家」の問題として捉えるのではなく、平和を「国民」の「権利」として、すなわち平和の問題を人権の問題として捉えていることを示しており、そこにこの文句の特別の意味がある。そして、このように平和の問題は人権の問題であるとするのは、戦争こそ人の生命・自由に対する最大の脅威であり、平和なきところに人権はなく、平和こそ人類が維持され保障されるための条件であるという基本的立場に基づく。

「平和のうちに生存する権利」とは右のような人権の条件としての平和を享受する権利を意味する。この権利は「全世界の国民」が有すべき権利であるとされているが、それは当然に日本国民も有すべき権利とされているのである。

〔14〕「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」が意味するものは？

利己的で、偏狭な国家主義の排撃を意味する。すなわち、従来のわが国に見られたような「万邦無比」の「国体」の原理を盲信し、他国を無視する独善的な態度が排除されなければならぬことを示し、そこから次の「政治道德の法則は、普遍的なものであり」の文句に続くのである。したがって、たとえばいわゆる非武装中立主義は消極的で自国本意の立場であり、この「自国のことのみに専念して他国を無視してはなら

ない」との文句に反するものであるとし、自由国家群との集団安全保障体制に積極的に参加することがまさにこの文句の趣旨に合致するものであるとするような解釈は、この文句のほんらいの意味を誤解したものである。

〔15〕「自国の主権を維持し」で用いられる「主権」の意味は？

ここにいう「主権」は国家意思の対外関係における独立性・最高性、すなわち「主権国家」という場合の「主権」を意味する。すなわち、「自国の主権を維持し」とは「独立国家として」というに同じく、普遍的な政治道徳に従い、偏狭な国家主権万能主義をとらないことが決して独立国たる実を失わしめるものではないことを示す。

〔16〕第4段の意味は？

「この…理想と目的」の「この」は直前の第三段に述べられている点のみを受けるのではなく、前文の全体に謳われている理想と目的を指す。また、それらの理想と目的の下に、日本国民がこの憲法を制定したものであるから、この一句は日本国憲法の理想と目的、あるいは日本国憲法そのものに対する日本国民の誓いを示すといつてよい。本文の九九条の「この憲法を尊重し擁護する義務」の主体からは「日本国民」は除かれているが、日本国民の憲法尊重擁護義務は前文のこの一句において明らかにされているのである。

2. 前文の法的性質と効力

（1）前文の法的性格

前文に法的性格（法規範性）があるということについては、制定過程における金森国務大臣の答弁（28 ページ参照）にもあるように、早くから承認されてきた。したがって、前文のみを改正する場合であっても 96 条に定める憲法改正手続によらなければならないことが予定されている。

【前文の法的効力に関する国会での論議】

（94 回・S56.3.12 参・予算委員会）

○源田実君（自民） …それで、ここでちょっと長官にお願いしますが、ここに、前文に書いてあることと、九条とかその他の各条文にあることの間に重要さの差があるんですか。

○政府委員（角田禮次郎内閣法制局長官） 前文の性質についてはいろいろな説がございますが、私どもとしては、あくまで本来の条文が法規範として重要であり、そして同時に前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針として、これまた重要な意味を持っているというふうに解しております。

（131 回・H6.10.18 参・予算委員会）

○白浜一良君（公明） …私、きょうはまず最初に議論をしたいのは、この間衆議院の予算で論議されていたわけですが、従前は社会党として自衛隊は違憲である、こういうお立場でございまして、憲法違反だということですから憲法のどこに違反しているんだということで、この条文に違反していると言ってもらいたいと、こういうやりとりがございまして、総理は前文だと、こういうお話が答弁されておりました。

そこで、法制局長官、伺いたいんですが、憲法違反という場合、前文というのは

それは理念とか精神があるでしょう。しかし、具体的にこの条文に違反しているんだということが、これが一般的じゃないですか、こういう認識の仕方が。

○政府委員（大出峻郎内閣法制局長官） ただいまの御質問は、憲法の前文でございますが、これの規範的な効力というものはどういうものであるか、こういう御趣旨の質問と承りましたが、一般論として申し上げますと、憲法前文は、その憲法制定の由来とか目的とか制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものでありまして、そこでは憲法の基本原理だとが述べられるのが通常であると思えます。

日本国憲法の前文の性質につきましては、学説としてはいろいろな考え方がございますが、法規

範としては一般的に言えば個々の条文が重要な意味を持つものでありまして、他方、日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思えます。

政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

○白浜一良君 総理、聞いていただけましたですか。

だから前文というのは、それはその条文を裏づけるものだ。だけれども、やっぱり具体的にその条文、この条文に違反しているというのがこれが一般的なんですよ。だからそういう面でいえば前文のいわゆる平和主義でしょう、前文の言わんとする。

条文で言うたらどこなんですか。これ明確じゃないですか。どこに違反していたというふうに認識されますか。

○内閣総理大臣（村山富市君） 今、法制局長官からお話がありましたように、この憲法の前文というのはそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針となっておる、憲法の基本的な原理が述べられたものだ、という説明がございました。

私もそのとおりだと思うんですが、この憲法の前文に書かれておる理念というものはしっかり踏まえた上で社会党は護憲政党として今まで頑張ってきたわけです。

なぜそれでは変わったのかという理由です。

（２）前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、①前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、②法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、③前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、④憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を

否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の解釈基準となることは肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、佐藤功の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになるう。

しかし、問題の本質は欠缺の有無にあるのではない。前文が法規範として憲法典の一部を構成する以上、欠缺の有無にかかわらず、論理的には、前文にそれ自身裁判所の違憲審査権の行使の準拠となりうる規定が存在するか否かが、裁判規範性を認めることができるかどうかを決する最も重要な論点である。

…私は、それ自身直接に具体的争訟の準拠となり裁判所によって執行（enforce）される規範という意味に解するので、ある判決で前文にも違反しない旨が述べられているだけでは、前文の裁判規範性が認められたと判断することはできないと考える。したがって、…前文にそれ自身直接に具体的争訟性を基礎づける規範が存在せず、憲法の基本原理が宣言されているにとどまるかぎり、…前文は「具体的事件に直接適用される裁判規範ではない」とみるほかはないことになる。

（芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211ページ）

【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

（134回・H7.10.11 衆・予算委員会）

○西岡武夫委員（新進） 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○政府委員（大出峻郎内閣法制局長官） 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であらうかと思います。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであらうかと思います。

橋本基弘 中央大学教授

法学新報 一三七（五〇六）四三三―四五九頁 二〇二一・〇三―二四發行

信託行為としての日本国憲法

橋 本 基 弘

はじめに

一 憲法と信託

二 憲法と信託的構成
おわりに

はじめに

「疑惑に正面から答えず、資料を要求されると『遅滞なく廃棄した』。批判に対しては『何ら問題はない』で押し通す」。不都合な出来事を『なかったこと』にして葬ろうとする姿勢からは、国民の代表としての誇りも責任感も感じられない⁽¹⁾」。

このような憤りはどこから生まれるのか。国家が説明責任を果たさないことがなぜ問題なのか。そして、なぜ国家信託行為としての日本国憲法（橋本）

は説明責任を果たさなければならぬのだろうか。

今から一〇年近く前、新井誠先生から「憲法に書いてある信託とはどういう意味ですか」と尋ねられたことがある。そのときどのように答えたのかは覚えていない。わが国屈指の信託法研究者を前に、中途半端な答えを出すわけにはいかないと思った記憶だけが残っている。

そのときから時間は過ぎ、新井先生は、今春定年を迎えられる。同僚として過ごした時間の中で貴重な示唆を与えられたことは多い。学部間協定締結のため、ミュンヘン大学に同行した思い出もある。そのような中で、記念論文集の責任者である原田剛先生から寄稿を求められた際、新井先生から与えられた宿題をまだ提出していないことを思い出した。

この小論は、「日本国憲法における信託について論ぜよ」という先生から与えられた課題への解答である。いざ解答してみると、書き足りないところや論証不足も目立つ。新井先生の苦笑いを思い浮かべつつ、この小論をささげたい。

一 憲法と信託

1 日本国憲法と信託

(1) 前文と九七条

日本国憲法には二か所「信託」が登場する。まず前文第一文には以下のように書いてある。

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」

次いで、九七条には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と書かれてある。

同一法令における同一用語は同じ意味で解釈すべきである。前文における「信託」と九七条における「信託」が同じ意味かどうかは、後に述べる。ここでは、まず前文が掲げる「信託」の意味を説明することにし⁽²⁾よう。

(2) 前文第一文の制定過程

この箇所は、「憲法改正草案」(マッカーサー草案を受け入れた日本政府は、一九四六年三月二日に作成した試案をもとにして、三月六日「憲法改正要綱案」を公表した。「憲法改正草案」は、これを草案の形に整えたものである)がそのまま反映されている。

この草案には、「そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その利益は国民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基づくものである」とあつたものが、若干の手直しをしたうえで衆議院の審議に付された経緯があ

る。⁽³⁾さらに遡ると、GHQ民生局が作成した原案は、「この憲法は、国政は〔国民の〕厳肅な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するという、普遍の原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除する」となっていた。⁽⁴⁾

帝国議会（衆議院）の審議において、金森國務大臣は「信託」を以下のように説明している。

「前文ノ「國政は國民の崇高な信託によるものであり、」ト云フコトノ此ノ意味ハ、国政全般ヲ指シテ居ル訳デアリマシテ、国ノ政治ハ、政治ヲ現実ニヤツテ居ル人ガ、自分ノ為ニヤルノデハナイ、国民全体ノ為ニヤツテ居ルノデアアル、斯ウ云フ考ヘ方デアリマス、詰リ国政ト云フモノガ動モスレバ為政者ガ自分ノ考ヘヲ実行シ、自分ノ為ニヤルト云フ一ツノ考ヘ方ガアリマシテ、ソレヲ此処デハツキリト、国政ト云フモノハ、ヤツテ居ル人ノ自分ノ心持デヤルノデハナイ、全ク国家全体ノ為ニヤルノダ、言換ヘレバ国民ノ其ノ総意ヲ国政ガ引受ケテヤルノダ、斯ウ云フ政治ト国民トノ關係、随テ又政治ヲ担任スルモノト国民トノ關係ヲココニ明カニシタ訳デアリマス」⁽⁵⁾

「第九十三條ノ信託（現九七條―筆者注）ハ、前文ニアリマス信託トハ幾分意味ガ違ツテ居ルノデアリマス同ジ信託ト云フ言葉デアリマシテモ、前文ニアリマス信託ハ、本来ハ国民ニ属スルモノデアリマス、ソレヲ承ケテ国政、即チ政治機關ガ運用シテ行ク、ダカラ本体ハ国民デアルケレドモ、ヤツテ行クノハ政治機關デアアル、斯ウ云フ意味デアリマス、ソレカラ第九十三條ノ信託ト云フノハ、是ハ大事ニ扱ハナケレバナラヌ又本當ニ貴重ナ權利

デアル、永久ノ權利デアルカラ、自分ノモノデアルカラ叩キ懷シテモ宜イトカ、ソシテ風ニ心得テハイカヌノデアル、永久ノ權利トシテ大事ニ保存シテ行クベキモノデアル、斯ウ云ウ意味デ信託ト云フ言葉ガ使ハレテ居ル、即チ預カリ物ト云フヤウナ意味デ大事ニシテ行カウト云フ、サウ云フ氣持デアリマス⁽⁶⁾」

「信託ト云フ言葉ハ一ツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律關係ガ行ハレテ居リマス、大体是ハ法律關係ヲ指シテ居ル訳デハアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデアリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツテ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ず或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ国ノ行政方針ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウスルト、本来働クベキモノハ国民デアリマス、ケレドモ現実ニ行フモノハ議會ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス⁽⁷⁾」

金森の答弁は、前文における「信託」と九七条の「信託」が異なる意味をもつものと考えられていたことを示している。前文における「信託」は、法的な意味での「信託」をある程度意識して用いられていたことが理解できる。

(3) 憲法解釈の反応

「信託」を憲法学者はどうとらえたのであろうか。

宮沢俊義の態度は素っ気ない。「『国政は、国民の嚴肅な信託によるもの』とは、国の政治は、元來、国民のものであり（国民主權）、国民によって信託されたものであり、けつして、政治に携わる人たちが自身のものではないから、常に国民に対する責任を忘れてはならない、という意味であらう」⁽⁸⁾と述べるにとどまる。「信託」に特段の法的意味を見いださない姿勢といえる。

佐藤功の姿勢も宮沢と大きく異なることはない。

「この『信託』の文字を、直ちにそこに英米法における『信託』の法理が用いられていると解することはできないであらう。しかし、この『信託』の概念を、信託された者（受託者）は信託した者（委託者）の意思に反しないようにその信託された財産や業務を管理しなければならないという拘束を受けるといふ程度に理解するならば、この『国政は国民の信託によるもの』という文字は、国政はほんらい国民のものであり、国政の権力を行使する者のものではなく、それらの者はその権力を国民から信託されたものであり、したがって国民からの信託に背かないようにその権力を行使する責任を負うという趣旨を適切に表現しているといえよう」⁽⁹⁾と述べている。

一方、樋口陽一のスタンスはこれらとは少し異なる。樋口は、「信託」には、ジョンロック『市民政府論』の影響がみられるとする。そのうえで、前文における「信託」がアメリカ革命を経て日本国憲法にまで到達している思想を読み取ろうとしている。⁽¹⁰⁾ただし、このことから「信託」に何らかの法的意味を付与するかどうかは明らかにされては

いない。

「信託」の理解によって、個別の解釈問題の答えが変わるということは考えにくいかもしれない。前文の法的効力に関する問題もかわってくる。このことも影響して、憲法解釈において「信託」の意味の解明にこれまで労力が割かれてこなかったではなからうか。

けれども、政治学者の松下圭一が痛烈に批判したように、このような憲法学の姿勢は適切であつたのだろうか。⁽¹¹⁾ 憲法があえて「信託」という言葉を用いた背景にあるもの、あるいは志のようなものには、個別の条文解釈の指針や姿勢に示唆を与えるところはないのであろうか。「信託」の観点から、日本国憲法を読み直してみるとどうなるか。これは検討するに値する作業のように思われる。松下の批判から、すでに半世紀が経過しようとしている。その間、憲法学の側から「信託」と向き合う研究がほとんど示されてはこなかったのも事実である。⁽¹²⁾

2 憲法と信託

(1) 信託の起源

日本国憲法前文第一文は、「アメリカその他の著名な歴史的文書を参考にしている」。⁽¹³⁾ これをヴァージニア憲法(ヴァージニア権利章典が憲法に編入されたもの)および『フェデラリスト』と対照させたとき、三つの文書が同じ発想に基づくものであることがわかる。⁽¹⁴⁾

The constitution of Virginia Section 2.

信託行為としての日本国憲法(橋本)

That all power is vested in, and consequently derived from, the people, that magistrates are their trustees and servants, and at all times amenable to them.⁽¹⁵⁾

The Federalist 46 (James Madison)

The federal and State governments are in fact but different agents and trustees of the people, constituted with different powers, and designed for different purposes.⁽¹⁶⁾

The Constitution of Japan

Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people.⁽¹⁷⁾

信託とは、「財産権を有する者（委託者）が自己または他人（受益者）の利益のために当該財産権を管理者（受託者）に管理させる制度である。⁽¹⁸⁾ 憲法の場合、委託者と受益者は同じである（自益信託）。この二つの文書を比較したとき、日本国憲法前文が最も明確に信託的構成を取っていることが理解できる。ヴァージニア権利章典から始まり、アメリカ独立の理論的基盤となったフェデラリストに影響を与え、合衆国憲法の制定を経て、世界的な規模で近代立憲主義を正当化した思想の背景には、この「信託」概念があつたことは明らかである。

(2) ヴァージニア権利章典

ヴァージニア権利章典作成の中心的執筆者は、ジョージ・メイソン (George Mason) であるといわれている。⁽¹⁹⁾ 独学

で弁護士となったメイソンは、当然英国法にも通曉していた。この法律知識をもとにして、英国議会の圧政に対抗し、アメリカ独立戦争の知的根拠を提供した人物でもあった。⁽²⁰⁾ 一方、メイソンは、ヴァージニア権利章典を執筆するにあたり、ジョンロックの著作を下敷きにしたといわれている。⁽²¹⁾ このことから推測すると、ヴァージニア権利章典における「信託」は、英国法の下敷きになっている思想やロックの『市民政府論』を導き出した思想と近代憲法を媒介する役割を演じているとえいるであろう。⁽²²⁾

(3) 統治と信託

もちろん、ヨーロッパの伝統的思考にも「信託」に近い考え方がなかったわけではない。「統治する者」と「される者」の権力関係は、必ず正当性を必要とする。無制約かつ一方的な力関係であったわけではない。「徳」あるいは「善」の裏付けのない支配は、決して正当なものとはみなされなかったのである。統治に当たる者が備えるべき資質、政治を行うにあたっての倫理ともいえるのであろうか。「力」にあたるラテン語 *vis* が同時に「徳」を表していることが象徴的である。⁽²³⁾ また、「信託」を意味する *fiduciary* における *fid* は信頼を意味するが、およそ、為政者による統治を政治形態として認める社会においては、「信託」は不可欠な要素であった。

ただし、J・S・マローイが指摘するように、「信託」には、「任せた以上は自由に統治する」という裁量論と「任せた限りは義務を果たしてもらう」という責任論が併存することも否定できない。⁽²⁴⁾ このうちのいずれを重視するのかによって、政治理論あるいは憲法理論としての「信託」概念は、そのあり方を変えるのである。「信託」理論は、権力の正当化根拠としても用いられ、逆に抵抗のシンボルとしても活用される。まさに諸刃の剣である。

また、社会科学の概念としての「信託」には二つのアプローチが考えられる。ひとつは市民社会の構成要素として

の信託であって、主として信頼や倫理にかかわるものである。マローイは、これを「市民社会学派 (The civic school)」と呼ぶ。もう一つは、法学的アプローチ (The legalist school) であって、主として政治機構のあり方に関心をもつ視点である。⁽²⁵⁾ 前者は、共同体の規範や社会制度と信頼やコミュニケーションの関係という心理的要素に力点を置く。後者は、信託が実現されるために必要な政治制度を検討する。「信託」には、規範的概念と記述的概念があるが、この二つのアプローチに対応しているといえよう。

3 ジョンロックと「信託」

(1) 革命思想としての「信託」

ジョージ・メイソンを経由して、アメリカ建国に影響力をもったのがロックの政治理論であるならば、ロックの思想における「信託」の考え方を整理しておく必要がある。

ロックにおける「信託」はどのように形成されたのであろうか。この点について、先に引いたマローイがきわめて明快な整理を行っている。以下、マローイの説明をもとにして、「信託」理論が国政上の概念 (constitutional concept) となる経過をたどっておこう。

「信託」、すなわち、委託者がその利益の管理保全を受託者に委ねる関係は、古くから認められてきた。アテネの民主制においては、市民の安全を保全するために guardianship の制度が採用されてきたが、これは受益者である市民の側からの監査 (audit) を受け、場合によっては、その職責 (accountability) 違反として弾劾されることもあった。アリストテレスは、この制度を民主制の特質として描き出している。しかし、プラトンは、受託者における裁量権を重

視して、受託者に最大限の権限を認めるべきだと主張し、逆の立場での論陣を張っている。後にアウグスティヌスは、プラトンの考え方を継承し、受託者の権限を擁護した。したがって、カトリックに対するプロテスタントの抵抗は、プラトニーアウグスティヌス的な信託理論を否定するところから出発する⁽²⁶⁾。

一六世紀になると、急進的な抵抗思想が登場する。この思想は、権力正当化として用いられてきた信託の考え方に對して、責任重視の信託理論を打ち立てる。その際参照されたのはローマ法におけるFiduciaであった。権力は、その受益者たる市民の信頼に背くことはできず、市民の固有権 (property) を侵害できない。ローマ法における財産法理論を政治理論に応用したのがフランス・カルバン派であった。とくに、ローマ法上の後見人制度 (tutorship) をエージェント・プリンシパル関係に見立てて、受託者の責任を導き出したところに特徴が見いだされる。これは、スコットランドのユマニスト、ジョージ・ブキャナンにも引き継がれ、ローマ法上の責任理論と人民主権論が結びつき、財産法上の信頼違反に対する損害賠償請求権、原状回復請求権のアナロジーとして、権力への責任追及権を正当化したとされている⁽²⁷⁾。

場面は、チューダー朝およびステュアート朝のイングランドに移る。最初に権力批判への概念として「信託」を援用したのは、ジョン・ポネット (John Ponet) の *Shorte Treaties of Politike Power*, 1556 であるという。ただし、この時点での「信託」は、被治者からの信認が与えられているという手続的側面が強く、何をもって責任を果たしたのかという実体的な側面は重視されてなかったといわれている。だが、この「信託」理論が議会主権を導きだす導線となり、イングランド内戦における水平派 (The Levellers) に理論的な支柱を提供するのである。水平派たちは、「信託」を既存秩序破壊の正当化根拠として用いると同時に、新しい秩序を構築する根拠としても用いた。その際、彼らは、

「信託」を政治理論としてのみならず、法律理論としても活用した。この段階に至って、「信託」は、国制 (constitution) の一要素として、法的な概念にまで高められたといえよう。ここから、議会開催の定例化や総選挙の制度化が図られ、英国国民は、「実質的判断権を行使できる公的な場面に入ることができたのである」⁽²⁸⁾。ロックの「信託」理論は、このような背景の中から登場するのである。

(2) ロックと「信託」理論

ロックは、『市民政府論』の中で、trust や fiduciary の語を用いて「信託」関係を説明している（以下、加藤節訳『統治二論』を用いる）。

「自らの基礎の上に立ち、それ自身の本性にしたがって、つまり共同体の保全のために行動する、設立された政治的共同体においては、ただ一つの至高の権力しかありえない。それが立法権であって、他の権力はすべてそれに従属し、また従属しなければならぬ。しかし、立法権力は、特定の目的のために行動する単なる信託権力（原文は fiduciary electricity 以下原文との照合は筆者）⁽²⁹⁾ にすぎないから、国民の手には、立法権力が与えられた信託に反して行動していると彼らが考える場合には、それを移転させたり変更したりする最高権力が残されている。なぜならば、ある目的を達成するために信託によって与えられたいかなる権力もその目的によって制約されるので、その目的があきらかに無視されたり、反対を受けたりするときはいつでも、その信託は必然的に失効せざるをえず、その結果、その権力は再びそれを与えた者の手に戻り、彼らは、それを、自分たちの安全と保障のためにもっともふさわしいと思われるところへ改めて委ねることができるからである」⁽³⁰⁾（二四九）。

「いつ」において、おそらく、君主あるいは立法部が信託 (Trust) に背いて行動しているかどうかを誰が裁定すべきなのかという例の疑問が生じるであろう。君主が正当な大権を行使しているに過ぎないのに、悪意をもった党派的なものたちがその疑問を人民の間に広げ（問題を煽）るかもしれない。そこで私としては、それに対して、人民が裁決者であるべきであると答えよう。というのは、信託を受けた者 (Trustee) またはその代理人が正しく、また寄せられた信託に沿って行動しているかどうかの裁決者としては、彼に代理を委任した人、従って、彼に代理を委任することによって、委任された者が信託 (Trust) に沿わなかった場合にはその者を罷免する権力を依然として保持する人を措いて、他に誰もいないからである」(二四〇)⁽³¹⁾。

このような記述からすると、政治理論及び国制上の理論としての「信託」概念は、ロックにおいて一つの完成形を見たといえるのではなからうか。それは、権力の正当性を裏付けるものであり、また権力を批判する概念でもあり、抵抗権を導き出す政治的概念でもあった。「信託」こそが、権力の存続（さらには国家の存続）を是とするか非とすることを判断する鍵となる。

一方で、「信託」の目的としてロックが描く、固有権の保護、市民の安全は、信託契約を超えた権力行使を必要とする場合がある。自然災害や外国からの侵略がその典型である。この場合、信託目的を実現するため、個別に与えられた「信託」に背いた行動が求められる。今日、国家緊急権として議論される事態にも対応することもまた国家に求められないだろうか。ロックは、これを「大権 (prerogative)」として考察している(一一六)⁽³²⁾。

ロックは、大権行使が信託目的に沿う限り正当であると答えている。けれども、大権行使が信託目的に適合するか

どうか、あるいは大権が信託に背くものかどうかは、市民にもにわかに判断できないことが多い。⁽³³⁾このことから、ロックの「信託」概念は、国家の正当化よりむしろ、国家基盤の脆弱化、不安定化を招く危険性があると指摘する論者もいる。すなわち、「信託」は、自然状態から脱して、固有権を保全するため国家を作るという物語を正当化する概念でもありつつ、国家の存続を危機にさらす二面性をもつものであることも忘れてはならないというのである。⁽³⁴⁾そして、アメリカ革命は、まさにこの二面性⁽³⁵⁾をどう解決するのかをめぐって人類の英知が費やされた実験でもあった。

二 憲法と信託的構成

1 アメリカ革命と信託

(1) ロックとアメリカ革命

アメリカ革命、すなわちアメリカ独立戦争から独立宣言、合衆国憲法の制定に至る過程において、ロックがどのよう、あるいはどの程度影響力を及ぼしたのかは、不明なところが多い。憲法学者は、property（固有権）概念の継受により、あるいは、抵抗権によって、ロックとアメリカ革命の連続性を説明しようとする。いわば、断片から全体を説明しようとする試みであるといえる。

ロックの『統治二論』が公にされたのは一六九〇年であるから、そのコピーは大西洋の対岸に届いていたのは間違いない。ジョージ・メイソンは、そのコピーから「信託」や「抵抗権」あるいは新しい政治機構の設計について学んだのであろう。ジョージ・メイソンの同志である、マディソンもジェファースンも同様であったと思われる。

合衆国憲法制定の戦略的な重要性は、成文憲法を制定することで、憲法に反する政治体制や秩序を否定すると同時に、新しい政治体制や秩序を成文憲法によって正当化することにある。この観点からすると、人民の「信託」を得られていない政治は、憲法に違反するものとして許されず、「信託」に沿う政治だけが憲法適合的で、許されることになる。

では、「信託」が文書（成文憲法）として作成されることにはどのような意味があったのだろうか。英国を代表する政治学者、サー・アーネスト・バーカー（Sir Ernest Barker）は次のように述べている。

「われわれは、黙示の信託（implied trust）で満足しない。明示的な信託を必要とする。われわれは、契約当事者としての人民（convenated people）のような考え方を好む。それこそがわれわれの確信であり、われわれの宗教的な歴史の重要な要素である……われわれは、自分たちのコミュニティーや政府を作るに際して、単に黙示の同意をしているだけでは足りない。われわれには、実際に定められ、書かれた契約が必要なのだ。われわれは、単に黙示の信託証書（trust-deed）を定めるのではなく、現実の指定書をもつことになるだろう。つまり、それは立法府の優位でも、人民（間違いなくわれわれは人民なのだ）の優位でもなく、いわば憲法の優位を選択するということなのだ⁽³⁶⁾」。

合衆国憲法は、成文化された信託証書にほかならない。この憲法の歴史的意義は、憲法を実定法化することによって、信託目的を明示し、信託財産の管理方法を定め、違反行為の判定方法と、信託契約破棄の正当性を定めたところにある。優位すべきは実定憲法であって、英国のような議会主権でも、フランスのような人民主権でもない、第三の

道こそアメリカ合衆国憲法の採用した憲法優位の政治体制であった。⁽³⁷⁾

(2) 公益信託としての憲法

一方、アメリカ革命における「信託」の承継をロックとは別の経路から説明する学説もある。これは、英国法における「信託制度」こそが合衆国憲法制定に影響を及ぼしていると考えられるものである。ロバート・ナテルソン (Robert G. Natelson)⁽³⁸⁾ は、先に引いたマローイと同様、「信託」概念が古くから認められており、一七世紀英国における様々な政治闘争の理論的裏付けとなってきたことを指摘する。その過程で、「信託に基づく政府 (fiduciary government)」の観念が形成され、これが合衆国建国のリーダーたちに共有されていたと考えている。

「信託に基づく政府」の考え方は、単に理念的なものにとどまらない。これは、私法上の「信託」概念を借用し、これを政府の編成に援用するものであつて、すぐれて法的な性格を帯びているとナテルソンはいう。⁽³⁹⁾ 建国の祖であるハミルトンらは、ほとんどが法律家であつて、英国で形成され、アメリカが継受した「信託」理論を知らなかったわけはない。彼らが国家を「信託」の観点から正当化しようとしたとき、それは法的な意味合いを帯びていたはずである。⁽⁴⁰⁾ 国家の形成に当たっては、国家目的が掲げられるべきであつて、その目的の実現にあたって、人々が為政者に管理運営を委ねる。これは、一種の公益信託であつて、憲法もまたこの信託制度の別名であるという。おそよ国家が形成され、政治を行う者とその政治の利益を共有する者が区別されたとき、あらゆる国家は、委託者たる人民と受託者たる権力者との間に形成される、公益信託としての性格をもつに至る。

国家が「信託」によってできあがり、憲法が信託証書であるならば、為政者は、私法上の「信託」と同様な義務を

負う。そこで、ナテルソンは、為政者には五つの義務が課せられるという。すなわち、①委託者の指示に従う義務 (the duty to follow instructions) 、②善管注意義務 (the duty of reasonable care) 、③忠実義務 (the duty of loyalty) 、④公平義務 (the duty of impartiality) 、そして⑤説明責任 (the duty to account) である。⁽⁴¹⁾ これら五つを詳細に分析する余裕はないが、その中でとりわけ興味深いのは、①と④ではなからうか。

ナテルソンは、公益信託として、アメリカ合衆国が掲げる目的は General Welfare であるとする。⁽⁴²⁾ 合衆国憲法の冒頭に掲げられるこの文言こそが合衆国の目的であるという。この目的に背く行為は受託者たる為政者の義務に反することになる。アカウントとは、とりわけ資金管理について問題となるが、信託法上のアカウントビリティは、それにとどまらない。むしろ、上記①～③の義務が十分に果たされているかどうかを説明できなければならないという意味に解するべきであろう。そう考えると、説明責任は、為政者の報告責任にとどまらず、説明が合理的になされることを求める、実体的な概念として考えなければなるまい。もし、この説明に納得がいかなかった場合、人民には受任者を解任する権利が留保されている。合衆国大統領に対する弾劾手続は、これを具体化したものである。

ナテルソンの立論には、他にも興味深く、参考にすべき内容にあふれている。しかし、ここでは先を急ぐしかない。以上のような系譜に属する日本国憲法は、「信託」の観点からどのように理解されるべきであろうか。次にいくつかの論点をあげて検討することにした。

2 「信託」としての日本国憲法

(1) 裁量と責任

先に見た、帝国議会における「信託」の議論は、興味深い論点を提供している。鈴木周次郎議員は、次のような質問を行った。

「只今ノ御説明デドウモ納得ガ行カナイト私ハ存ジマス、信託シタト云フコトニナリマスレバ、即チ物的現象ニモ心的現象ニモ之ヲ信託シタコトニナル即チ第一条ノ象徵ト云フコトト関連シマスレバ、天皇主権説デアルト云フヤウニモ考ヘルノデアリマス、ドウモ国民ト共ニ一緒ニナルト云フヤウナ、此ノ間カラノ含蓄アル言葉デ御濁シニナツテ居ルヤウダガ、此ノ象徵ト信託ト云フコトヲ今少シハッキリ御説明願ハレヌモノカ、又第九十三条ノ永久ノ権利トシテ信託セラレル、是モ私達ハドウシテモ信託シタ以上ニハ之ニ服従スベキ義務ガアルト思フ其ノ意味カラ言ヒマスレバ、此ノ憲法ノ最後ノ断定ヲ下ス上ニ於テ又之ヲ履行スル上ニ於テ、悪イ所ノ政治家ガ出来タナラバ、内閣ノ助言或ハ其ノ他ノ文章ガアリマスガ、ソレニ依ツテ専制政治ニ近イ所ノ政治ヲ行ヒ得ルヤウナコトニナリハシナイカ、即チ信託ト云フモノト象徵ト云フモノト混同サセナイ方法ヲ考ヘタコトガアルカドウカ、立法技術トシテ之ヲ御伺ヒシタイ」⁽⁴³⁾

鈴木の質問の要点は、「信託」がおまかせとなつてしまい、信託した以上は、為政者の決定に従う義務が課せられることにならないかという点にかかわる。この問題に対して、ロックは抵抗権をもって、合衆国憲法は比較的短い任

期での選挙と弾劾制度をもって答えようとした。また、合衆国憲法第二修正が掲げる「武器を保有する権利」も抵抗権の手段として理解することもできる。⁽⁴⁴⁾ 既述のとおり、「信託」からは「裁量」と「責任」が導き出される。ちょうど代表の概念において、命令委任の可否が議論されるのに似ている。

(2)「全国民の代表」

これはまた、エドモンド・バーク (Edmund Burk) が問題提起した、代表のあり方にもかかわる論点である。⁽⁴⁵⁾ 有権者の委任を受け、その個別利益を政治過程で実現する delegate か、委託を受けた以上は、自らの判断において受託者の利益を実現する trustee か、⁽⁴⁶⁾ ことでも問われている。日本国憲法の場合、憲法四三条一項にいう「全国民の代表」とは、後者を指すというのが一般的な解釈である。⁽⁴⁶⁾

この問題は、政党制との関係でも難しい問題を生じさせる。今日、政治過程において政党が果たす役割は大きく、政党抜きで民主政治を考えることは難しい。国民の間にある、多様な利害を集約し、これを国家の意思決定に反映させる装置として、政党は政治の最重要なアクターとなっている。したがって、政党の凝縮性（政党の意思に対する拘束性）⁽⁴⁷⁾ が高くなると、個々の代表者は、政党の利益の代弁者として行動せざるを得なくなる。有権者の個別意思からはいったん切り離されたうえで、政党の個別利益を代弁するという、一種のパラドクスに陥ることは避けられない。

一方で、インターネットの普及やSNSを通じて、個別の有権者に直接話しかけることや、有権者から情報を入手することが格段に容易になっている現状も無視できない。そうすると、選挙制度の設計にもよるが、個々の代表者は、党議拘束と有権者意思に挟撃されることになりかねない。⁽⁴⁸⁾ 党議拘束は、trustee model を前提とした「全国民の代表」観念とどう整合性を取るのだろうか。

(3) 国会の地位

人々が信託を行う相手は立法機関であるから、ロックは議会に至高の権力を認めた(二三六)⁽⁴⁹⁾。議会は、固有権制限に根拠を与える機関であるから、人々を代表して同意を与える機関として位置づけられることになる。日本国憲法が国会を最高機関と位置づけた理由は、この「信託」行為から説明できる。前文がいう「かかる原理に基づく」とは「信託」のことを意味する。この点、日本国憲法は、二九条一項(財産権)、三〇条(納税の義務)、三一条(適正手続)の三つの条文で、代表者の同意に基づいてのみ権利の制約が可能であることを定めている。固有権(財産権 property)保障や調整の役割を国会に担わせた趣旨がここに表れている⁽⁵⁰⁾。

従来、憲法四一条にいう「国権の最高機関」が法的な意味をもつのか、政治的な美称にとどまるのかという議論が行われてきたが、実りある議論であったとはいえない。ロックが議会の地位をこれほどまで強調した背景には、当時の英国における政治状況が控えていたのは間違いない。英国流の議会主権の考え方を正当化し、これを強化するために必要な論理構成がここに表れているともいえる。日本国憲法が「国権の最高機関」という言葉を用いた背景には、そのような歴史と思惑があったことを念頭に置く必要がある。そのうえで、「信託」理論からすると、これは、同じ条文にある「唯一の立法機関」とあいまって、国家目的実現の受託者たる国会の役割を明らかにしたものと考えれば十分である。

(4) 抵抗権と憲法擁護義務

国民と国家との間の信託契約が履行されるためには、履行義務の担保手段が用意されていなければならない。ロックは、契約不履行の判断権が人々に留保されていることを繰り返し確認し、最終的には抵抗権によって、国家を作り

替える権利を認めている。

ただし、抵抗権を実定法上の権利ととらえることにはいくつかの難点がある。固有権を保護する制度として国家を作った以上、「信託」としての憲法は、秩序維持の方向で機能させる必要がある。すでに述べたとおり、抵抗権は、常に既存の秩序を否定する方向で作用するから、いきおい国家は不安定化して、国家を作る意味が損なわれてしまう。

この問題について、アメリカ合衆国は、連邦制や権力の分立、あるいは党派間の競争をもつて答えようとした。ただし、武器を保有する権利が実定憲法に取り込まれたことによって、合衆国憲法は、常に秩序を混沌化させる契機を孕むことになったことにも注目しておきたい。通常の信託履行手段で対応しきれない義務違反に対して、憲法条文として、抵抗へのトリガーが用意されているからである。

(5) 九七条の「信託」

九七条の「信託」に目を移そう。この条文は、もともと二二条、一二条とワンセットで構想されたものであった。すなわち、「以下、この憲法によって日本国民に与えられ、保障される基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である。これらの権利は、時と経験のつぼのなかで、その永続性について苛烈な試練を受け、それに耐え残ったものであって、現在および将来の世代に対し、永久に侵すべからざるのとする義務を課す神聖な信託として、与えられるものである」との条項の次に、「この憲法によって定められた自由、権利および機会は、国民の自律的協力によって保持される。従つて、これらの自由、権利および機会は、国民の側に、これに対応する義務、すなわち、その濫用を防止し、常に共同の福祉のために用いる義務を生ぜしめる」との文言が置かれていたのである。⁽⁵¹⁾ここ

に抵抗権的な要素を見る解釈は、あながち不当とはいえない。⁽⁵²⁾

「信託」の観点からすれば、九九条「公務員の憲法擁護」は、このような前提と合わせて解釈する必要がある。これは、また前文第一文の最後の「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」ともかわり、自然権たる固有権を否定するような憲法改正、法律制定が行われようとするとき、国民は抵抗をする権利をもち、また抵抗の義務を負うことを示唆しているといえないであろうか。

おわりに

ナテルソンのいう、国家が「信託」に際して負う五つの義務（①委託者の指示に従う義務 *the duty to follow instructions*、②善管注意義務 *the duty of reasonable care*、③忠実義務 *the duty of loyalty*、④公平義務 *the duty of impartiality*、⑤説明責任 *the duty to account*）は、これらを履行させようとする国民の意思あるいは行動によらなければ履行されない。その意味で「信託」という言葉には、ある種の緊張感が含まれている。秩序を形成し、維持する力とこれを破り、作り替える力がコインの表と裏に併存している。

「憲法は守られて当たり前であるとか」、「何もしなくても憲法は守られる」というような幻想は捨てなければならぬ。日本国憲法を「信託」の観点から読むことは、このことにあらためて気づかされることでもある。憲法秩序を維持発展させていく担い手は、*We the People*⁽⁵³⁾だという意識は、「信託」に端を発している。⁽⁵⁴⁾

- (1) 京都新聞二〇二〇年七月三〇日社説 <https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/110745> (二〇二〇年七月三一日閲覧)
- (2) 「信託」の観点から日本国憲法の理解を深める必要があることは、すでに松下圭一が指摘していたところである。松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』(岩波書店・一九八七年)一三頁。しかし、松下の指摘が憲法学において深められたとはいきれない。ただし、愛敬浩二『近代立憲主義思想の現像 ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』(法律文化社・二〇〇三年)は、この課題に応えようとする重要な業績としてあげておかなければならない。「信託」理論との関係では、八木秀次『日本国憲法の思想―15―国民主権論の先駆―ロックの信託理論』発言者 四七号(一九九八年三月号)一一二―一七頁、がある。わが国におけるジョン・ロック研究の概要については、山田園子「戦後日本におけるジョン・ロック研究(下)」『広島法学四〇巻一号(二〇一六年)』が日本国憲法との関係での研究について紹介している。
- (3) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法の制定過程Ⅱ解説』(有斐閣・一九七二年)一一二頁。
- (4) 同一一頁。
- (5) 衆議院帝国憲法改正委員会一九四六年七月一日 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpounsf/html/kenpou/s210711-i10.htm
- (6) 同。
- (7) 同。
- (8) 宮沢俊義・芦部信喜『全訂 日本国憲法』(日本評論社・一九七八年)三七頁。
- (9) 佐藤功『憲法(上)』(新版)『有斐閣・一九八三年』一一頁。
- (10) 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法Ⅰ(前文・第一条―第二〇条)』(青林書院・一九九四年)二二―二二頁。
- (11) 今から四五年以上も前に松下圭一が指摘した憲法学の在り方についての疑問は、今日もなお未解決のまま残されているのではなからうか。松下圭一『市民自治の憲法理論』(岩波新書・一九七五年)六頁など参照。
- (12) 松下は、驚くほど綿密に「信託」が憲法解釈にどう反映されるべきかを明らかにしている。具体的な提言の当否は別として、憲法学がこの提言に向き合っていないのが不思議である。松下・前掲二七頁以下参照。
- (13) 高柳・大友・田中前掲一〇九頁。
- (14) 松下圭一・前掲一九頁以降参照。

- (15) The Constitution of Virginia, June 29 1776. The Avalon Project: The Constitution of Virginia: June 29, 1776. マーティン・リッポの条文は、その後瞬く間にいくつかの州憲法に採用された。 <https://www.law.gmu.edu/assets/files/academics/founders/VA-Constitution.pdf>
- (16) <https://guides.loc.gov/federalist-papers/full-text>
- (17) https://japan.kantei.go.jp/constitution_and_government_of_japan/constitution_e.html
- (18) 新井誠『信託法【第四版】』（有斐閣・二〇一四年）三頁。
- (19) George Mason University, Antonin Scalia Law School, The Man, George Mason. https://www.law.gmu.edu/about/mason_man
- (20) メイソンはその後合衆国憲法制定会議の有力メンバーとして活躍した。しかし、最終案に署名することはなかった。連邦憲法が奴隷制を存続させていたからである。そのため、ジェームスマディソンやハミルトン、ジョージワシントンのように、その後連邦政府の枢要なポストを経験する起草者とは異なり、その後多くが語られることはなかった。メイソンは、*an almost forgotten man in the pantheon of Revolutionary heroes*、とも呼ばれている所以である。メイソンの影響は、アメリカのみならず、フランス事件宣言にも、そして日本国憲法にも及んでいる。Center for Civil Education, George Mason: The Reluctant Founder. <https://www.civiced.org/resources/curriculum/mason>
- (21) Id.
- (22) ジョン・ロックの思想、とりわけ抵抗権の思想がアメリカにおいてどのように継受され、発展させられたのかについては、大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』（慶応義塾大学出版会・二〇〇五年）が詳細な検討を行っている。一人の思想家の著作が新しい国家の建設においてこれほどまでに影響を及ぼした例はほかにない。
- (23) 山本芳久『トマス・アキナス 理性と神秘』（岩波新書・二〇一七年）五〇頁。
- (24) J. S. Maloy, Two Concepts of Trust, *The Journal of Politics*, Vol.71, No.2, (2009) at 496.
- (25) Id. at 493.
- (26) Id. at 478-7.
- (27) Id. at 497-8.

- (28) Id.at 500.
- (29) 本稿では、ロックの原文をJohn Locke, *Two Treatises of Government* Sutherland edition (Cambridge Text in History of Political Thought, 1988) によった。
- (30) ジョン・ロック『完訳 統治二論』（加藤節訳 岩波文庫・二〇一〇年）四七三頁。
- (31) 同五八六頁。
- (32) 同四九〇頁。愛敬前掲九五頁。
- (33) Emily C. Nacol, *The Risk of Political Authority: Trust, Knowledge and Political Agency in Locke's Second Treaties*, *Political Studies* vol.59, p.580 (2011) は、信託違反に対する反抗 (rebellion) について判断をするのが、誰によるか判断されるのがロック「信託論」の最大の課題であると述べる (at 586)。
- (34) それでも、ロックは「信託」を重視しており、この概念がロックン政治理論の中核的な意味を帯びてくるものとして、Tan Wei Kee, *What does Locke Mean by "Trust", and Why is it so Important to him*, [https://www.e-ir.info/2009/12/02/ what-does-locke-mean-by-%e2%80%9ctrust%e2%80%9d-and-why-is-it-so-important-to-him/](https://www.e-ir.info/2009/12/02/what-does-locke-mean-by-%e2%80%9ctrust%e2%80%9d-and-why-is-it-so-important-to-him/) 参照。
- (35) その意味では、ロックの「信託」概念は、委託者・受託者間の「信賴」ではなく、「不信」を基礎として組み立てられているという見方にも傾けるというのである。See, John Dunn, *The Concept of 'trust' in the politics of John Locke, in Philosophy in History* (Alasidair MacIntyre et al. ed. 1984) 280.
- (36) Sir Ernest Barker, *Natural Law and the American Revolution, in Traditions of Civility* (1948), at 342.
- (37) See Dieter Grimm, *Constitutionalism* (2016), at 75.
- (38) Robert G. Natelson, *The Constitution and the Public Trust*, 52 *Buff. L. Rev.* 1077 (2004).
- (39) Id. at 1088.
- (40) Id. at 1124.
- (41) Id. at 1088.
- (42) Id. at 1169.
- (43) 衆議院帝国憲法改正委員会一九四六年七月二一日 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpouunsf/html/kenpou/

- (44) District of Columbia v. Heller, 554 U. S. 570 (2008) スカリア裁判官法廷意見参照。
- (45) エドマンド・バーク「プリストル到着ならびに投票終了に際しての演説」『エドマンド・バーク著作集2 アメリカ論、プリストル演説』（中野好夫訳、みすず書房・一九七三年）九二頁―九四頁。
- (46) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第七版』（岩波書店・二〇一九年）三〇二頁。ただし、芦部は、このような単純な理解を退けている。個々の代表者は有権者の個別利益を代弁しないが、「国民意思と代表者意思の事実上の類似が重視される」代表観（社会学的代表）が求められるとする。芦部は明言していないが、この代表観によると、代表者は、法的にはともかく、事実上有権者意思を代弁するよう行動すべきだということになるであろう。そうすると、この代表観もまた trustee model に基づいているといえよう。
- (47) 政党の凝縮性については、高安健将「現代英国における政党の凝集性と議員候補者選定―党執行部と選挙区組織の権力バランスの変容―」年報政治学六二巻（二〇一一年）二号一四七頁参照。
- (48) Christina Leston-Bandiera, Towards a "Trustee Model? Parliamentary Representation in the Internet Era: The Portuguese Case, Parliamentary Affairs (2012) 65 p429. 端的な場合、党の決定に従うことで、党からの公認を得られたものの、党の方針と有権者意思が食い違う場合、厳しい審判がなされる危険性がある。
- (49) ロック・前掲四五六頁。
- (50) ちなみに、この三つ条文がここに並べられていることには意味がある。これらは、いずれも国民の固有権に対する侵害が国民代表の同意に基づいてのみ可能であることを明確にした条文である。憲法三〇条は、急遽日本側の意向に基づいてここに挿入されたとされている。この条文は、明治憲法二一条のコピーであることは明らかであるにせよ、憲法に取り入れられた以上、「この個所に置かれていること」に積極的な意味を見出すべきではなからうか。財産権への制限、課税、刑罰という、国民にとっての負担は、いずれも法律の根拠によってのみ正当化されることを明らかにしたものと解釈すべきである。拙稿「税理士のための憲法入門二・三」税務弘報二〇一九年二月号、三月号参照。
- (51) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫前掲一五〇―一五二頁。なお、拙稿「憲法二二条について」白門八四〇号（二〇一九秋）二七頁参照。

(52) 樋口他前掲二四一頁(佐藤幸治執筆)。

(53) United States Constitution, Preamble. 日本国憲法の冒頭の一文「日本国民は」は、“We the Japanese People”であるが、これをなぜ「われわれ日本国民は」と訳さなかったのか。憲法制定権力の所在、あるいは憲法制定の主体が明確になることを恐れたためであろうか。

(54) 結局、憲法を規範として成立させている要因は、国民の力でしかない。違憲審査制度は、憲法の規範性を担保する一つではあるが、それがすべてではない。この点で、近時主張されているPopulor ConstitutionalismやPolitical Constitutionalismの考え方は、ともすれば見過ごされがちなの点にかかわっている。See e. g. Larry D. Krainer, The People Themselves (2004).

(本学法学部教授)

信託行為としての日本国憲法

[機関リポジトリ](#)[Web Site](#)

橋本, 基弘

書誌事項

タイトル別名

The Constitution of Japan as a Trust
シンタク コウイ ト シテ ノ ニホンコク ケンポウ

この論文をさがす

NDL ONLINE

[CiNii Books](#)

説明

政治のあり方を「信託」から説明する理論の歴史は古い。ギリシャやローマの政治理論がホッブスやロックによって結晶化され、アメリカ革命を経て日本国憲法にたどり着いたものが「信託」によって表現されている。

日本国憲法には二か所「信託」という言葉が用いられている。これらはどういう意味なのであろうか。残念ながら、これまで憲法を信託の観点から考える試みはそれほど多くはなかった。憲法の通説は、この言葉にさほどの注意を払ってはいなかった。しかし、かつて政治学者の松下圭一が指摘したように、「信託」こそが日本国憲法の中核理念である考えなければならない。「信託」が個別の解釈論にどう影響するのかについては、さらに詳しい議論が必要ではある。だが、一つの視点としての「信託」は、解釈論の背後にあり、そのあり方を方向付けるほどの重要性を持っている。

収録刊行物

法学新報

法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021-03-24

法学新報編集委員会

Post